

齋藤分小学校の学校統合に関する意見交換会 次 第

日時：令和5年6月27日（火）

18時30分から

場所：神奈川区役所 機能訓練室

- 1 開会
- 2 齋藤分小学校の学校統合に関する意見交換
- 3 その他、事務連絡等

■本日の配付資料

- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 議題資料
 - 資料1 齋藤分小学校の学校統合の必要性
 - 別紙1 平成14年～令和10年までの児童数・学級数の推移
 - 別紙2 【令和2年度】通学区域シミュレーション
 - 資料2 建替えの考え方について
 - 資料3 齋藤分小学校の後利用について
 - 別紙3 用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン
 - 別紙4 菅田小学校の後利用検討等について
- ・ 参考資料
 - (参考) 不登校率の推移
 - 参考1 令和3年度不登校等状況調査結果
 - 参考2 小・中学校理由別長期欠席者数（横浜市）

《御意見・お問い合わせ先》

事務局：横浜市教育委員会事務局 施設部
Eメール：ky-kanagawa2021@city.yokohama.jp
電 話：045-671-3252
FAX：045-651-1417

齋藤分小学校の学校統合に関する意見交換会

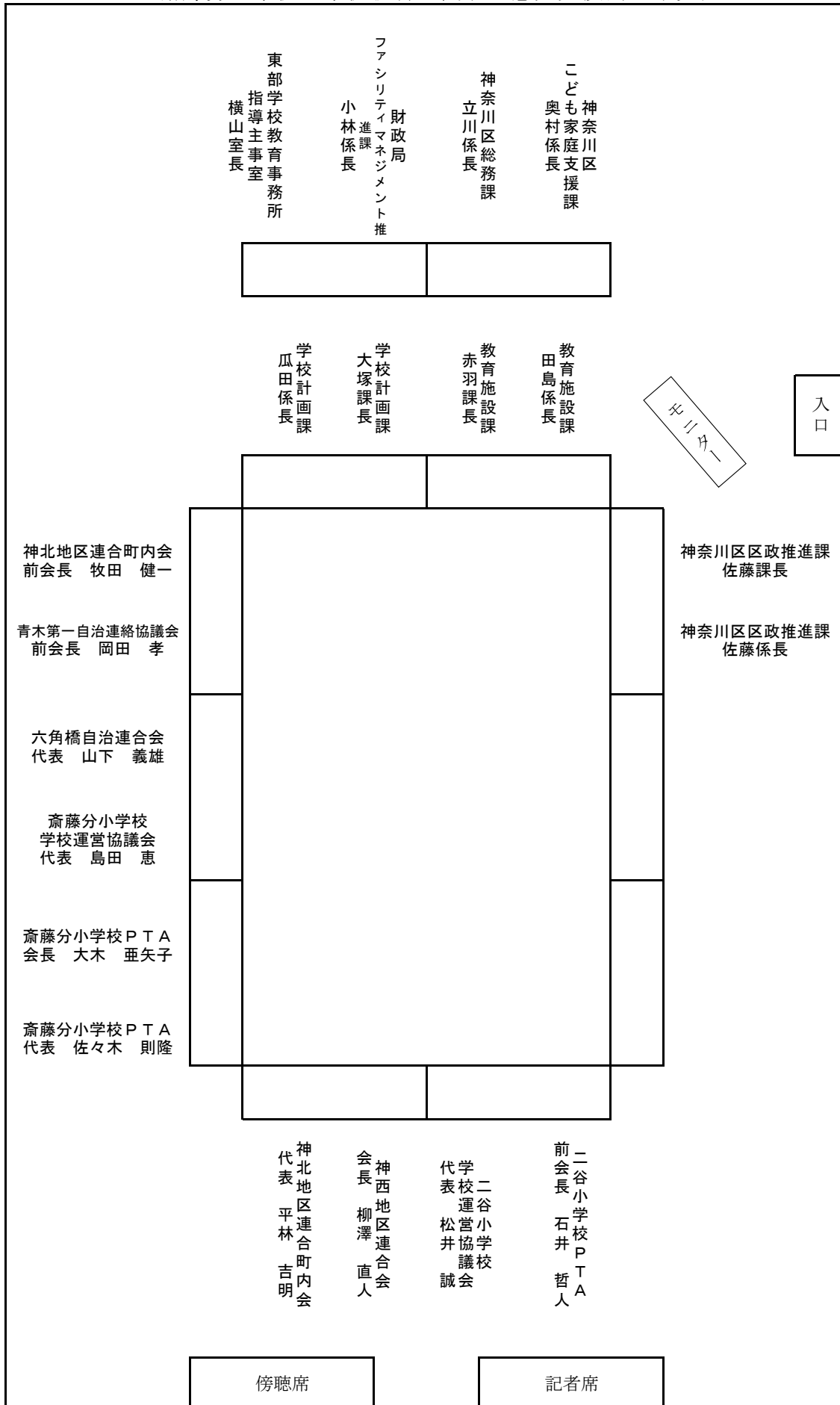
委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域関係者	牧田 健一	神北地区連合町内会 前会長
	平林 吉明	神北地区連合町内会 代表
	山下 義雄	六角橋自治連合会 代表
	柳澤 直人	神西地区連合会 会長
	岡田 孝	青木第一自治連絡協議会 前会長
	山田 園生	齋藤分小学校学校運営協議会 会長
	島田 恵	齋藤分小学校学校運営協議会 代表
	武 富夫	二谷小学校学校運営協議会 会長
	松井 誠	二谷小学校学校運営協議会 代表
P T A代表者	大木 亜矢子	齋藤分小学校 P T A 会長
	佐々木 則隆	齋藤分小学校 P T A 代表
	石井 哲人	二谷小学校 P T A 前会長
	前島 千絵	二谷小学校 P T A 前副会長
	関 光雄	栗田谷中学校 P T A 会長
	小谷野 貴弘	松本中学校 P T A 会長
	野本 英男	六角橋中学校 P T A 前会長
学校関係者	黒木 健	齋藤分小学校 校長
	矢島 孝幸	二谷小学校 校長
	小泉 純一	栗田谷中学校 校長
	間邊 浩二	松本中学校 校長
	枝迫 大成	六角橋中学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課 担当課長
	瓜田 智也	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
	赤羽 孝史	教育委員会事務局 教育施設課 担当課長
	田島 絵美	教育委員会事務局 教育施設課 計画推進係長
分野	氏名	所属・役職等
関係課	横山 康孝	教育委員会事務局 東部学校教育事務所 指導主事室長
	佐藤 千香	神奈川区 区政推進課長
	佐藤 玉青	神奈川区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	奥村 晃一	神奈川区 こども家庭支援課 担当係長
	立川 宣久	神奈川区 総務課 危機管理・地域防災担当係長
	小林 和宏	財政局 ファシリティマネジメント推進課 担当係長

齋藤分小学校の学校統合に関する意見交換会 席次表



I 齋藤分小学校の学校統合の必要性

(1) 学校規模適正化を進める必要性

文部科学省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」で示しているとおり、一般的には児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられています。

本市においても児童生徒の教育環境の改善のため、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に沿って学校規模適正化を推進しています。もっとも、学校や地域の状況は画一的ではなく、それぞれに特色があり、通学区域の見直しや学校統合を検討するにあたっては、児童、保護者、地域にとって最良となる選択ができるよう、一緒になって検討していく必要があると考えています。

(2) 齋藤分小学校における学校規模適正化の検討

ア 齋藤分小学校の状況

齋藤分小学校は、平成 14 年より単級化が進み、平成 19 年度に全学年が単級となってからは、現在まで多くの学年において単級の状態が続いています。(別紙 1)

イ 小規模校解消のためのアプローチ

齋藤分小学校の学校規模適正化を実現するためには、周辺校との通学区域調整の検討が必要です。平成 14 年当時からの児童数推計を踏まえると、周辺校の学校規模は適正規模校として推移しており、不足教室対策として実施する通学区域変更とは異なり、児童、保護者及び地域から理解が得られにくい状況でした。なお、南神大寺小学校については、平成 16 年度から単級化が進んでおり、仮に齋藤分小学校との間で通学区域を見直したとしても両校を適正規模化することができず、学校統合以外の選択肢がないため、検討から除外しました。

さらに、齋藤分小学校は児童、保護者、学校、地域が密接に連携し、小規模校に生じうる様々な課題が未然に防止されているなど、現在においても教育環境に配慮した活動が行われています。そのため、同校については状況を見守ると判断するとともに、周辺校も含め児童数の推移を注視してまいりました。

(参考：平成 14 年～令和 10 年までの児童数・学級数の推移) (別紙 1)

ウ 二谷小学校の建替えに伴う学校統合の必要性検討

令和 8 年に最古棟が築 70 年を迎える二谷小学校の建替えが検討にあがったことを受け、令和 2 年度に周辺校との通学区域調整の検討を実施しました。(別紙 2)

結論としては、通学区域変更では齋藤分小学校の小規模校解消につながらなかったことから、二谷小学校の建替えを機に両校の児童が最適な環境で教育を受けられる施設を用意することが最善と判断し、両校の学校統合を提案させていただいています。

【参考】

現在の斎藤分小・二谷小の一人当たりの校庭面積、及び統合した場合の一人当たりの校庭面積
⇒ 統合した場合、児童数が増えるため一人当たりのグラウンド面積は小さくなります。一方、各
学級が体育等の授業で使用する際には、利用できる面積は広がるといったメリットがあります。

	グラウンド面積(m ²)	R4 児童数 (人)	一人当たり面積 (m ²)	トラック
斎藤分小	2,426	191	12.7	100m
二谷小	2,173	388	5.6	100m
統合校 (19CR※)	約 3,100	579	5.4	120m

※統合校の建替後のグラウンド面積は、R4 年度 19 学級の場合の整備水準で算出した面積です。

【令和2年度】通学区域シミュレーション(令和4年度から通学区域変更をした場合)

検討事例1

斎藤分小学校通学区域+二本榎 (①+②)

学校		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
斎藤分小 (10CR)	児童数	191	192	192	199	204	227	230
	学級数	6	6	7	8	9	10	11
二谷小 (13CR)	児童数	348	361	381	383	366	356	347
	学級数	12	13	13	13	13	13	13

検討事例2

斎藤分小学校通学区域+旭ヶ丘 (①+③)

学校		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
斎藤分小 (10CR)	児童数	191	192	194	202	202	229	234
	学級数	6	6	7	8	8	9	10
二谷小 (13CR)	児童数	348	361	379	379	367	353	341
	学級数	12	13	13	13	13	13	13

検討事例3

斎藤分小学校通学区域+栗田谷 (①+④)

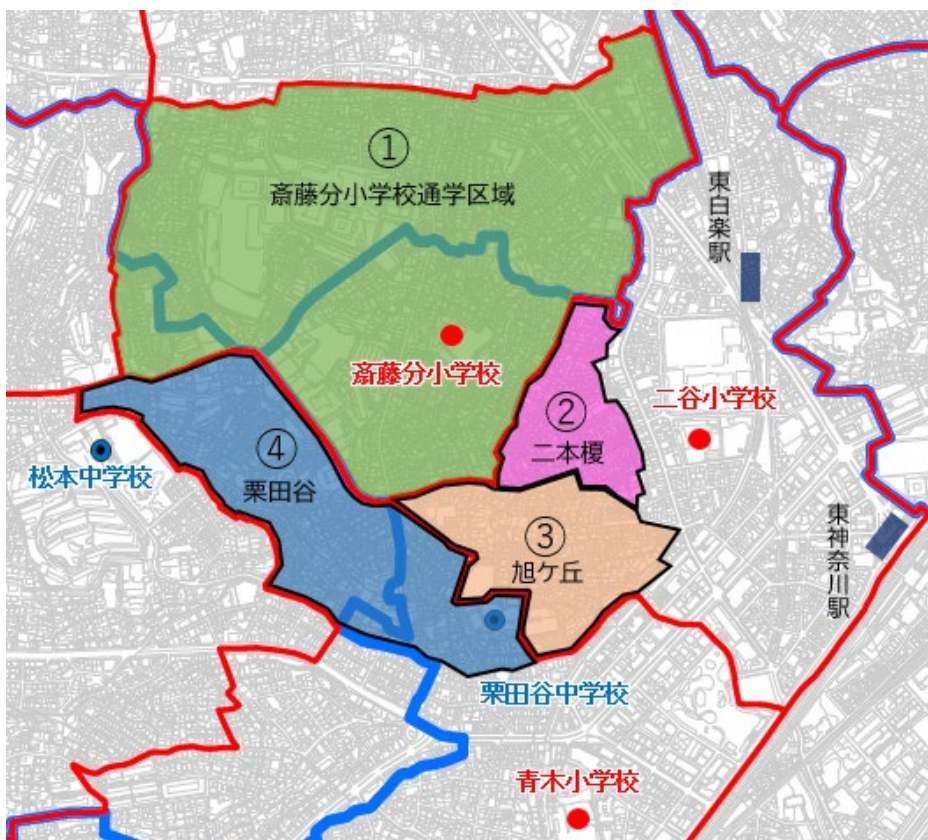
学校		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
斎藤分小 (10CR)	児童数	191	192	202	213	226	250	261
	学級数	6	6	7	8	9	10	11
青木小 (21CR)	児童数	670	719	727	729	768	764	765
	学級数	20	22	23	24	25	25	25

検討事例4

斎藤分小学校通学区域+二本榎+旭ヶ丘+栗田谷 (①+②+③+④)

学校		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
斎藤分小 (10CR)	児童数	191	192	217	242	267	303	323
	学級数	6	6	7	8	9	10	11
二谷小 (13CR)	児童数	348	361	371	364	343	324	308
	学級数	12	13	13	13	13	13	13
青木小 (21CR)	児童数	670	719	727	729	768	764	765
	学級数	20	22	23	24	25	25	25

【参考地図】



【凡例】

- 小学校…………… ●
- 中学校…………… ●
- 小学校通学区域……… —
- 中学校通学区域……… —
- 斎藤分小通学区域… —

2 建替えの考え方について

(1) 斎藤分小学校は、技術的に建替えができないのか

斎藤分小学校の建替えは、時間をかけて行えば、技術的には不可能ではないと考えています。
(ただし、学校運営を行いながら工事を行うことは児童に負担が大きいなど、教育上の課題はあ
ると考えます。)

(2) 小規模校は建替えできないのか(小規模校は建替えないのか)

本市では、老朽化した学校施設を計画的に建替えることとし、「横浜市立小・中学校施設の建
替え等に関する基本方針」(令和5年6月策定)(以下「建替え等基本方針」という。)において、
その方向性を示しています。

建替え等基本方針に基づく一般的な小規模校への対応については、次のとおりです。

- ・学校施設の建替えは、単に老朽化対策にとどまらず、公共建築物のファシリティマネジメント
(規模適正化など)を進める重要な機会と考えています。また、「横浜市立小・中学校の通学区
域制度及び学校規模に関する基本方針」では、小規模校は規模適正化により教育環境の改善を
進めていく必要があるとしています。
- ・これらを踏まえ、建替え等基本方針では、小規模校周辺校の学校を建替える際には、隣接する小
規模校との学校統合を検討することとしています。
- ・上記に従い、これまでの建替え校の検討でも学校統合を検討しましたが、「選定時点で隣接する
小規模校がない」、小規模校があるが「統合すると過大規模校となる可能性がある」等の理由か
ら、学校統合の検討部会設置には至りませんでした。
- ・一方、老朽化した学校が小規模校であった場合、「適正規模校化が見込まれない場合は建替えを
見送る」こととしています。
- ・「小規模校として建替える」ことは、この先数十年にわたって、「教育環境の改善が必要な状態を
容認する」ことになるため、教育的に、小規模校のまま建替えることは考えていません。建替え
を機に、児童が最適な環境で教育を受けられる施設を用意することが最善策と考えています。

※建替え等基本方針で新たに導入する長寿命化は、膨大な建替え事業費を平準化するため建替え時期を調
整するために行う想定であり、適正規模化の見込みがない小規模校で実施することは想定していません。
※見直し前の「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(平成29年5月策定)から、考え方
に変更はありません。

【参考】市内で築70年を迎える小・中学校

- ・令和5年度時点で築70年を迎える学校はありません。
- ・市内で最も古い校舎(一部)は、二谷小の築67年の棟です。それ以降に、豊岡小、平安小、生麦中、間門小、中村小、蒔田小、桜台小、金沢小、戸塚小(区の建制順)の校舎が続きます。

※校舎は棟によって築年数が異なるため、最も古い校舎の年数の10校を挙げています。

※10校は全て適正規模校で、二谷小を含む下線の3校は、建替えを検討中です。他の学校は、建替えまた
は長寿命化に向けて、課題整理や調査を進めています。

3 斎藤分小学校の後利用について

(1) 後利用決定までの一般的な流れについて

横浜市の定める「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」では、用途廃止施設の後利用について一般的な流れを以下のとおりとしています。(別紙3参照)

- ア 施設の用途廃止の決定
- イ 用途廃止施設の基本調査
- ウ 庁内での調整（庁内利用照会等）
- エ 地域意見の収集
- オ サウンディング型市場調査等
- カ 庁内での調整（活用案の検討）
- キ 地域説明
- ク 後利用決定

学校の統合に伴う用途廃止にあたっては、検討部会で学校統合の決定後、教育委員会での統合方針の決定、市会での学校条例改正を経て、①以降の流れとなるのが一般的なプロセスです。参考に、菅田小学校の後利用検討におけるスケジュール等について、別紙4に添付しています。

(2) 斎藤分小を後利用する場合の法的な制限について

ア 斎藤分小学校の後利用の実際に考えられる候補

閉校後の後利用については、(1)のとおり地域の意向も踏まえながら公民連携の視点を持って活用を図ることを基本としています。

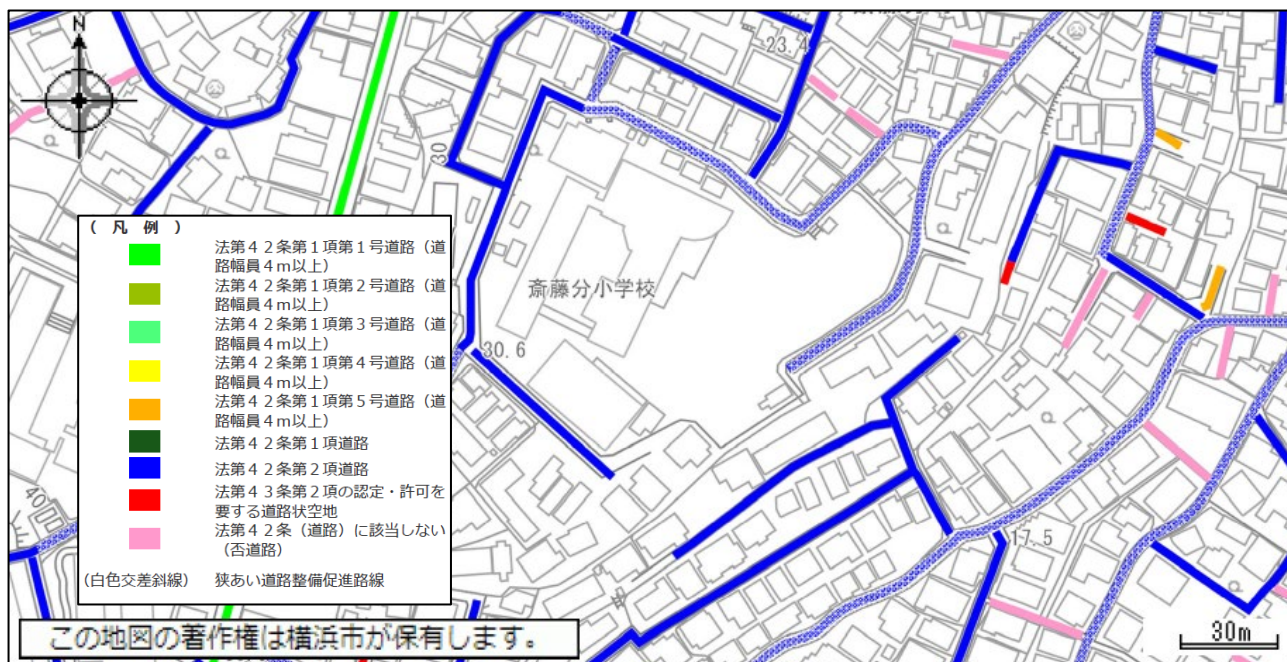
そのため、活用の方向性については、地域の皆さんの意見を伺いながら、庁内利用の有無や必要に応じてサウンディング型市場調査^{*}等を実施し検討していきます。

庁内利用の確認やサウンディング型市場調査等の実施については、正確な市場ニーズ把握の観点から公募等を開始する約1～2年前を目安に行っていますので、現時点では後利用の候補についてお示しできません。

※サウンディング型市場調査とは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした調査です。

イ 斎藤分小学校敷地の法的な制限について

斎藤分小敷地については、周辺は戸建住宅が立ち並んでおり、道路幅員が現状4m以下であるため、建築基準法等の制限にて建築できる用途や規模が限られています。



○都市計画法により指定された用途地域による用途の制限	第一種低層住居専用地域内に建築することができる用途 (例) 住宅/幼稚園、小学校、中学校、高等学校/図書館/老人ホーム/保育所/診療所
○建築基準法第55条用途地域による高さの限度	第一種低層住居専用地域における建物は10mの高さの限度を超えてはならない。 ※その他、道路からの距離等による高さの制限あり
○横浜市建築基準条例第5条接道種別による規模、用途の制限	敷地内のその用途の建築物の床面積の合計が500㎡を超える、共同住宅、学校、老人ホーム、保育所、診療所などの建築物は、建築基準法第42条第2項道路のみに接する敷地では建築することができない。 ※市長が周囲の状況等により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合においては緩和できる条文はあるが、建物計画等の詳細をもって判断するため、現時点で対象となるかは判断できない。



用途廃止施設の活用・処分 運用ガイドライン

令和2年 12 月
横浜市財政局

1	はじめに.....	3
2	用途廃止施設の活用・処分の基本的な考え方.....	4
3	作業フローと役割分担.....	5
	(1) 公募により処分・貸付けする場合.....	5
	(2) 公共施設・市民利用施設の整備を行う場合.....	7
4	用途廃止に伴う施設活用の流れ.....	9
	(1) 施設の廃止の検討開始時.....	9
	(2) 用途廃止方針(又は方向性)の決定時.....	9
	ア 用途廃止施設の活用検討についての相談.....	9
	イ 地域への説明.....	10
	(3) 用途廃止施設の基本調査・活用検討準備(所要期間の目安:4~6か月).....	10
	ア 活用検討開始届の提出.....	10
	イ 基本調査の実施.....	11
	ウ 用途廃止施設の活用分類.....	12
	エ 庁内利用意向調査(利用照会)の実施.....	12
	(4) 活用案検討(所要期間の目安:3か月前後).....	12
	ア 庁内プロジェクトの立上げ.....	12
	イ 庁内プロジェクトでの活用検討事項.....	13
	(5) 地域意見の収集・整理(所要期間の目安:1か月前後).....	15
	(6) サウンディング等(所要期間の目安:4か月前後).....	15
	(7) 活用案再検討(所要期間の目安:3か月前後).....	16
	ア 地域意見の整理を踏まえた活用案の見直し.....	16
	イ 資産活用推進会議等へ付議する活用案の確定.....	16
	(8) 庁内協議(所要期間の目安:2か月前後).....	16
	ア 公募により処分・貸付けする場合(公共施設・市民利用施設の整備を条件とするものを含む).....	16
	イ 公共施設・市民利用施設の整備を行う場合.....	16
	ウ 複合的な活用案である場合.....	17
	(9) 地域への説明(所要期間の目安:1か月前後).....	17
	(10) 事業方針の決定(所要期間の目安:2か月前後).....	17
	ア 公募により処分・貸付けする場合(公共施設・市民利用施設の整備を条件とするものを含む).....	17
	イ 公共施設・市民利用施設の整備を行う場合.....	17
	ウ 複合的な活用案である場合.....	18
	(11) 活用・処分方針の公表(所要期間の目安:1か月前後).....	18
	(12) 予算措置以降.....	18

5 活用検討における留意事項	- 19 -
(1) 既存建物の解体撤去について	- 19 -
(2) 測量及び土壌汚染・地下埋設物調査、対策について	- 19 -
<資産活用推進基金の活用>	- 20 -
(3) 国庫補助金の返還	- 20 -
(4) 用途廃止施設の所管及び暫定利用	- 21 -
(5) 用途廃止施設内の物品	- 21 -
(6) 地域防災拠点の扱い	- 21 -
■用語の定義	- 23 -

<様式>

- 用途廃止(予定)施設の活用検討の開始について(届出)
- 用途廃止施設活用検討 案件進捗状況報告書
- 対象資産基本情報シート



1 はじめに

横浜市では、平成 18 年度から「用途廃止施設の活用・処分方針（副市長決裁）」に基づいて、用途廃止施設※（土地・建物）の活用検討を実施してきました。その多くは、学校規模の適正化の流れの中で廃止となった小・中学校でしたが、今後はその他の公共施設においても、人口の減少や少子高齢化の進行、行政ニーズの多様化などによって、その必要性や規模が見直され用途廃止となる施設が増加していくことが見込まれています。そこで、その用途廃止施設について、より迅速かつ効率的・効果的に活用・処分を図るために、その実行体制及びプロセスを整備する必要があります。

平成 22 年 3 月に策定した『横浜市資産活用基本方針』では、用途廃止施設等の活用・処分に関する基本原則を定めており、活用・処分にあってはこの基本原則に従って行うものとし、全市的な考え方に基づいて総合的に対応していくことが強く求められています。市民の利便性や行政の効率性を高めつつ、なおかつ厳しい財政状況への貢献についても同時に図るという資産経営の視点を持って、用途廃止施設の活用・処分に取り組むこととします。

「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」（以下、「運用ガイドライン」という）は、『横浜市資産活用基本方針』で定めた用途廃止施設等の活用・処分に関する基本原則を具体化させるため、用途廃止決定時から活用・処分に至るまでの具体的な流れと、各区局統括本部の役割を定めたものであり、今後の用途廃止施設の活用・処分については、原則、本運用ガイドラインに基づき行うこととします。

※行政目的に供しなくなり、その用途を廃止した施設

（一部改定について）

本運用ガイドライン策定から 9 年が経過し、本市を取り巻く状況が変化していること、また、これまでの活用検討の中で効果的な運用が確立されてきた一方で、各区局の役割分担に不明確な箇所がある等、記載を改める必要があることから、一部改定しました（令和 2 年 12 月）。



2 用途廃止施設の活用・処分の基本的な考え方

用途廃止施設の活用・処分は、『横浜市資産活用基本方針』に定める用途廃止施設等に関する基本原則に基づいた本運用ガイドラインに沿って行う。

■『横浜市資産活用基本方針』用途廃止施設等に関する基本原則

- ◆ 用途廃止する土地・建物は、これまでの役割を終えたものであり、白紙に戻して、最適な後利用計画を検討します。検討にあたっては、案件に応じて、広く区民や市民の意見を聞くことや民間企業・団体等の利用意向や活用手法の調査など、多角的な視点で検証を行います。
- ◆ 建物を将来の見通しもなく保有し続けることや、必要以上の施設整備を行うことは、維持管理費の肥大化、市民負担の増加に結びつくことを厳しく受け止め、単に「あるから使う」という発想から脱却します。
- ◆ 当該廃止施設のみならず、同時期に同様の廃止施設がある場合や、近隣に老朽化した公共施設や保有土地がある場合は、資産有効活用の視点等から、俯瞰的・総合的に後利用を検討し、最適化を図ります。
- ◆ 土地・建物の活用・処分計画案を作成するにあたっては、土地・建物を市の事業で使い切るという発想ではなく、施策整備の緊急性、必要性等について精査し、必要最小限の整備に留めることを前提として、基本的に、次の①②③を同時に比較検討します。

① 中期4か年計画等に基づく公共施設・市民利用施設の整備

② 民間企業・団体等と連携した資産の有効活用

用途地域やまちづくりの課題等を踏まえ、高齢社会に対応する福祉・医療施設、新たなビジネス拠点など、市の施策上、導入が望ましい施設整備を民間企業・団体等の活力によって整備を進めるため、事業者による提案を公募し、審査を経て、条件を付した売却・有償貸付を行います。

また、市民協働の視点に立った、様々な市民活動拠点の整備については、管理・運営主体、事業効果等を整理したうえで、施設の自立的整備・運営が成り立つと判断される場合や、市の施策として市民活動を支援するために必要な財源措置等が確保される場合には、導入を検討します。

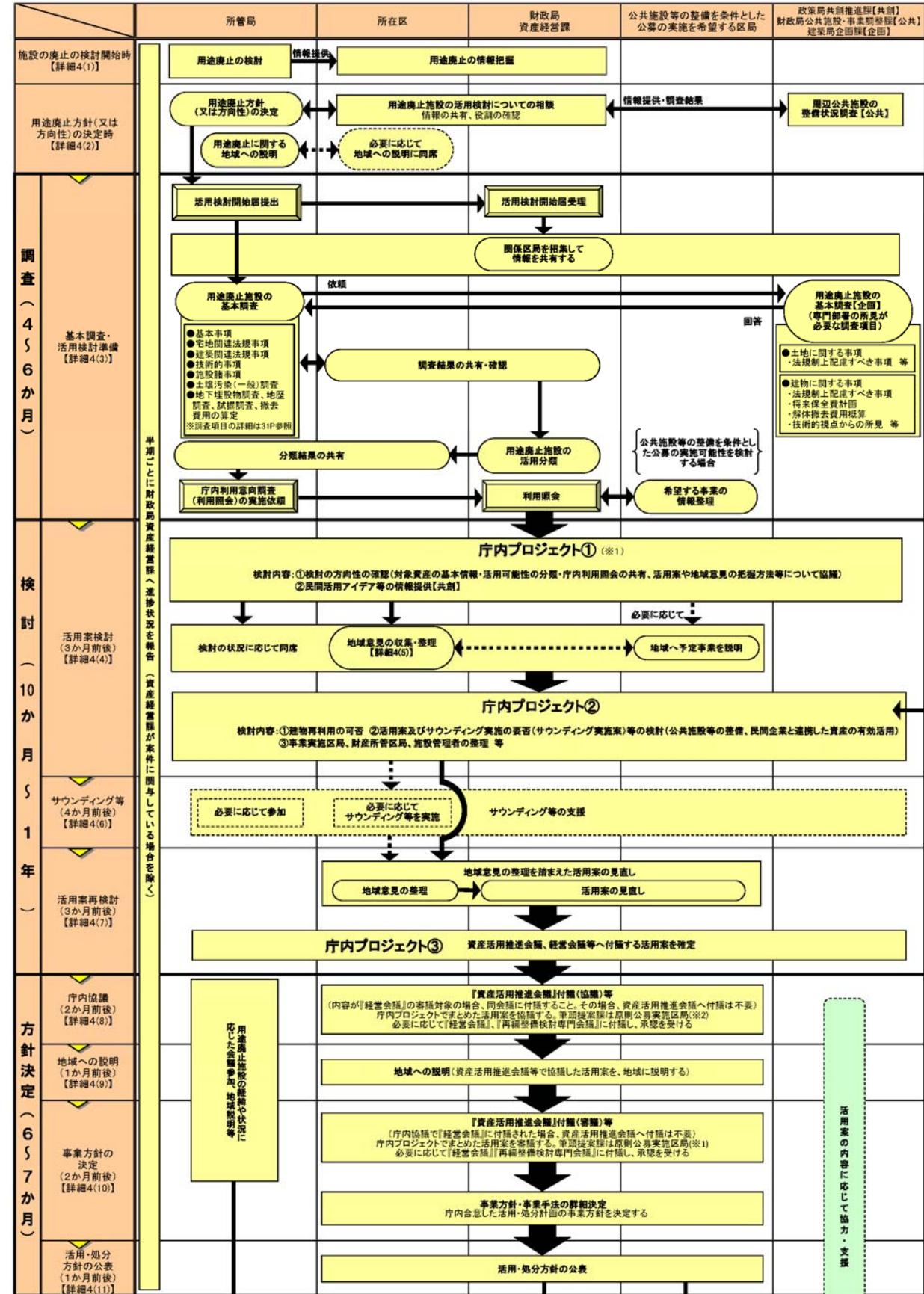
なお、学校施設の場合には、私立学校や各種学校など教育施設を公募するなど、廃止施設の特性を生かした活用にも留意します。

③ 地域のまちづくりや緑化に配慮した財産処分

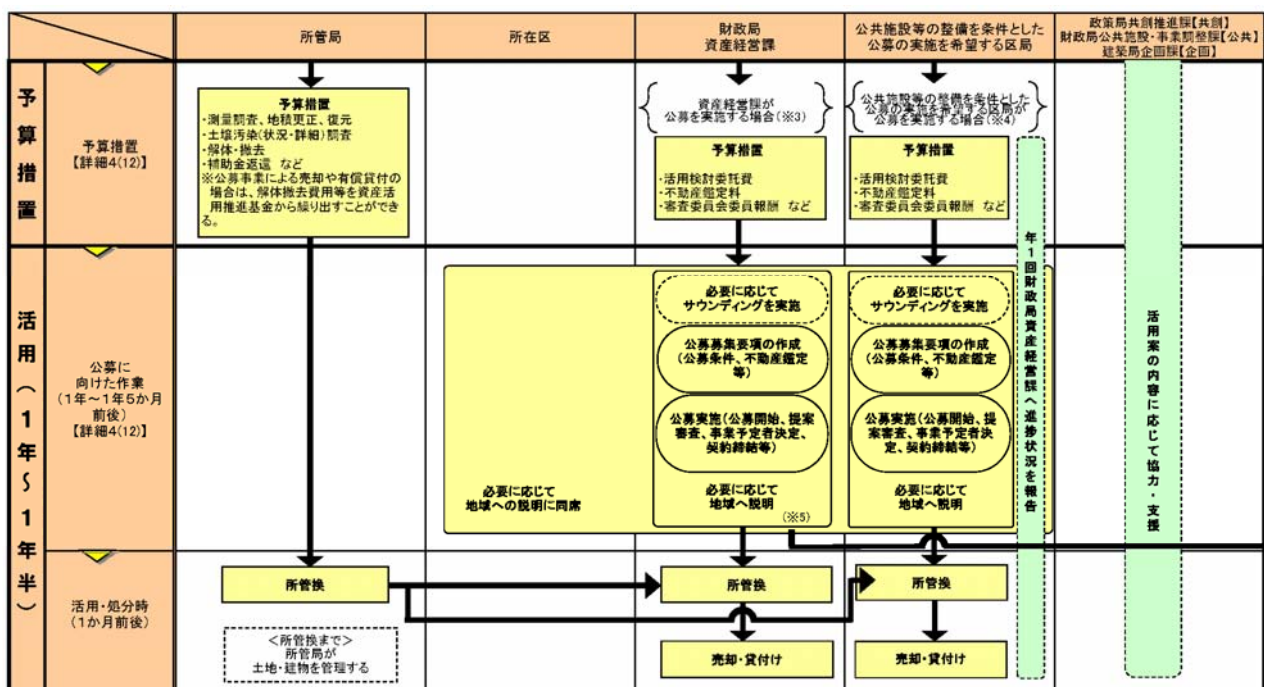
地域の理解を得たうえで、地区計画やまちづくり協定など地域のまちづくりと整合した建物用途・高さ・空地の確保等に加えて、緑化など地球環境への配慮を条件に付して、住宅や業務施設用地等として売却・有償貸付を行います。

3 作業フローと役割分担

(1) 公募により処分・貸付けする場合



前ページからのつづき



※1 事務局:資産経営課

構成メンバー:公募実施局、所在区、政策局共創推進課、公共施設・事業調整課、所管局及びその関係区局

(関係区局については資産活用推進部会メンバーを中心に事務局が案件ごとに必要と思われる区局へ出席を求める)

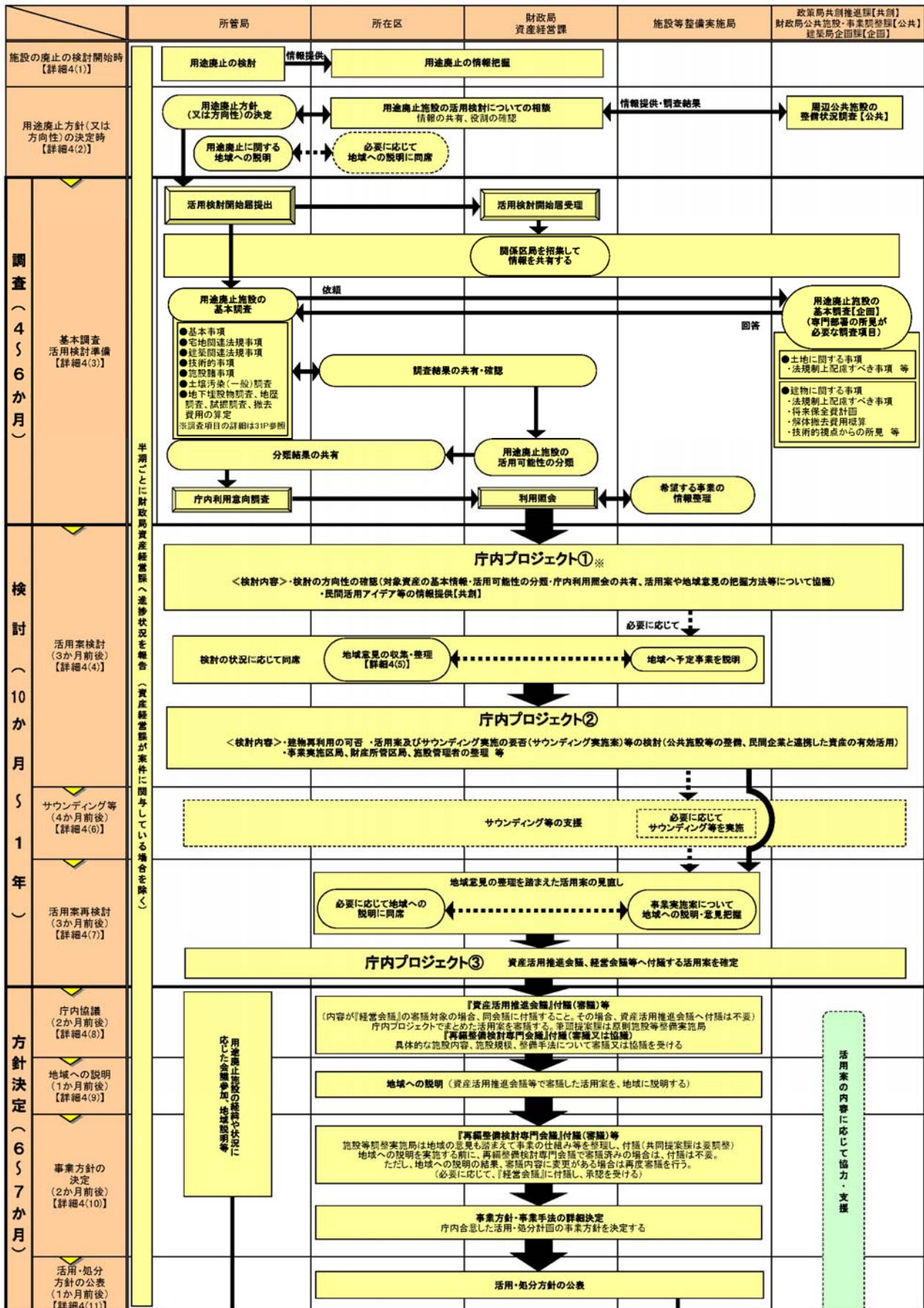
※2 公募は、土地取得の経緯や活用の経緯などの制約があるものについては所管局が対応することとし、公共施設等の整備を条件とした公募は、施設等整備局において行うことができる。

※3 公共施設等の整備を条件とした公募を財政局資産経営課において実施する場合、事業化に向けた作業には当該施設の事業区局と連携して取り組む。

※4 所管局が公募を実施する場合は、予算措置以降、「事業局において公募を実施する場合」のフローに記載された役割も担当する。

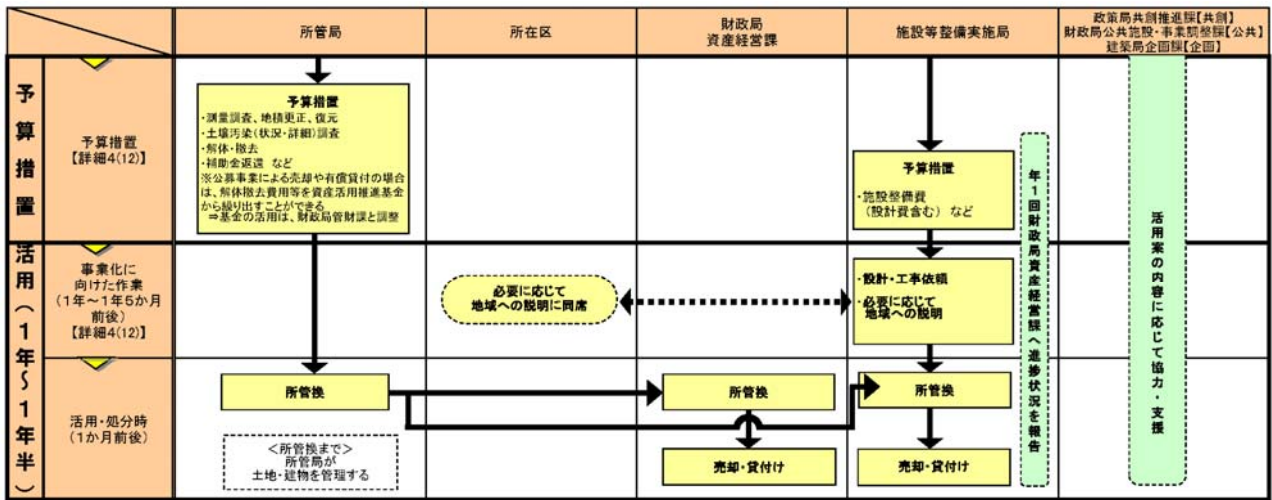
※5 公募を実施したが、処分まで至らなかった場合は、着内プロジェクトによる検討へ戻る。

(2) 公共施設・市民利用施設の整備を行う場合



次ページへつづく

前ページからのつづき



※ 事務局:資産経営課
 構成メンバー:施設等整備実施局、所在区、政策局共創推進課、公共施設・事業調整課、所管局及びその他関係区局
 (関係区局については資産活用推進部会メンバーを中心に事務局が案件ごとに必要と思われる区局へ出席を求める)

4 用途廃止に伴う施設活用の流れ

横浜市が保有する施設（原則として敷地面積又は建物の延床面積 1,000 平方メートル以上）を用途廃止する場合は、「3 作業フローと役割分担」に沿った以下の流れで活用を図る。また、既に用途廃止した施設についても、以下の流れに準じて検討を行う。

※ 「3 作業フローと役割分担」及び本項で示す活用の流れは標準例となる。ただし、用途廃止施設については、その立地、周辺環境、敷地規模、それまでの施設の使われ方等によって後利用検討に必要な項目や過程が大きく変わることから、本運用ガイドラインでは、詳細について確定させるものではなく、検討を進めるための項目等については検討状況に応じた柔軟な対応を妨げるものではない。

なお、これまで、『横浜市資産活用基本方針』（平成 27 年 3 月）で示してきたとおり、適正な財産管理という視点だけでなく、資産活用による財源確保という視点からの取組が各区局で必要となっており、用途廃止に伴う施設の跡地活用検討は、原則、用途廃止時に施設を所管している区局（以下、「所管局」という）が、資産の基本調査等を行い、案件の状況に応じて関係区局と協力して売却等の後利用の整理に向けて取り組むものとする。なお、ここでの所管局の役割は、用途廃止施設の利用者・関係者との調整、用途廃止時に跡地に残る機能の整理、土地・建物に関する資料・情報提供、地域説明等を通じて、跡地の活用意向等のある区局へ円滑に引継ぎを行うことを趣旨とする。

(1) 施設の廃止の検討開始時

施設の用途廃止について検討を開始する段階で、所管局は、施設の用途廃止についての検討状況を、所在区及び財政局資産経営課へ情報提供を行う。

(2) 用途廃止方針(又は方向性)の決定時

施設を用途廃止する方針または方向性が決定した段階で、所管局は関係区局と今後の跡地活用検討の流れや役割分担を確認する。また、地域に対して用途廃止方針と今後の検討の流れの説明を行う。（地域の意見の収集は検討の方向性を確認してから行うので、この場では流れの説明にとどめる。）なお、特に学校施設については、地域防災拠点やコミュニティハウス等の機能が付加されていることが多く、関係する区局が多いことから、関係区局との情報共有に留意する。

ア 用途廃止施設の活用検討についての相談

所管局は、所在区及び財政局資産経営課に相談し、所在区及び財政局資産経営課は、用途廃止方針等の情報を共有し、今後の検討の流れや役割分担を確認する。財政局資産経営課は、検討対象となっている用途廃止施設周辺における公共施設等の整備状況に関する情報を、財政局公共施設・事業調整課から取得する。

イ 地域への説明

所管局は、施設を廃止することについて地域へ説明を行う。また、都市計画法や建築基準法等の規制により建物をそのまま再利用できない場合、その旨も説明する。

跡地の活用については、前項の相談結果等を踏まえた今後の検討の流れを説明する。地域の意見の収集は検討の方向性を確認してから行うので、この場では流れの説明にとどめる（検討の方向性の確認については、4(4)イ(ア)（p.13）を参照。「対象資産の基本情報や活用可能性の分類、庁内の利用意向等を踏まえ、当該用途廃止施設跡地において「何ができて何ができないか（※）」ということ整理したうえで、活用案や地域意見の収集方法等について協議し、検討の方向性を確認する。」）。

説明には必要に応じて所在区も同席する。



(3) 用途廃止施設の基本調査・活用検討準備（所要期間の目安:4～6か月）

当該用途廃止施設の活用・処分の検討は、所管局が「用途廃止（予定）施設の活用検討の開始について（届出）」（以下、「活用検討開始届」という）（別添様式参照）を提出し、当該土地や建物の基本調査を開始することにより、本市が区局横断的に取り組むべき案件となる。

また、基本調査を踏まえ、具体的な活用・処分案を検討していくため、当該施設の活用可能性の分類や、本市内部での利用意向調査等を行う。なお、活用検討開始届の提出及び基本調査は、案件の状況に応じて施設の用途廃止方針又は方向性が決定した後、速やかに行うものとする。

ア 活用検討開始届の提出

所管局は、活用検討開始届を作成し、財政局資産経営課に当該用途廃止施設の活用・処分の検討を開始する旨を届け出る。財政局資産経営課は活用検討開始届を受理した後、関係区局を招集して今後の各部署の役割等について確認する。これ以降、関係区局は必要に応じて集まり、新たに判明した課題や検討項目について確認する。

所管局は、本届出後、当該施設の活用・処分方針の公表が完了するまで、半期ごとに財政局資産経営課へ「用途廃止施設活用検討案件進捗状況報告書」（別添様式参照）を提出する。ただし、財政局資産経営課が案件に関与している場合は除く。活用・処分方針の公表以降の報告は、公募実施区局（以下、「公募実施局」という）または公共施設・市民利用施設の整備事業実施区局（以下、「施設等整備実施局」という）が資産活用推進会議結果通知を受けた翌々年度から、決裁未取得の案件を対象とした、年1回の進捗状況報告により行うこととする。

イ 基本調査の実施

用途廃止施設の活用・処分を具体的に検討するにあたっては、当該土地や建物の基本的な情報を把握する必要があるため、所管局は「対象資産基本情報シート」（別添様式参照）（以下、「基本情報シート」という）に基づき施設の基本調査を行い、その結果を所在区及び財政局資産経営課への提出により共有する。なお、基本情報シート項目に未実施・未整理の事項がある場合には、速やかに基本調査を行うこととする。特に、地下埋設物調査については、調査結果によって跡地における活用案検討に影響を及ぼす可能性があるため、基本調査実施の時期に合わせて行うこととし、予算措置について留意すること。

所管局は、基本情報シートの専門部署の所見が必要な調査項目について、建築局企画課に照会を行う。建築局企画課は、依頼を受けた調査項目について建築局の担当部署に照会し、調査結果をまとめて所管局に報告する。その他の項目については、原則、該当する情報を所管局が把握しているか、土地・建物の登記事項証明書、公有財産台帳（YCAN土地・建物管理システム）、横浜市の行政地図情報提供システム（<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>）、国土交通省の土地総合情報システム（<https://www.land.mlit.go.jp/webland/>）等で確認することができる。

区分	調査項目	担当
土地	活用を図る上での法規制上配慮すべき事項の所見（※1）	建築局
建物	活用を図る上での法規制上配慮すべき事項の所見（※2）	
	将来保全費計画（学校や市営住宅等、局に施設管理部署があるものは除く）	
	解体撤去費用概算	
	活用を図る上での技術的視点からの所見（※3）	

※1 【所見例】「既存擁壁の安全性については確認が必要」

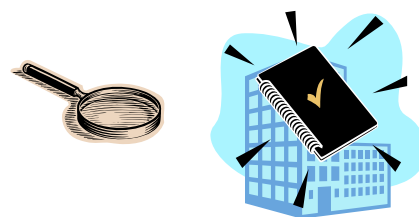
「増改築を行う場合は都市計画法第43条の許可が必要」

※2 【所見例】「既存建物は複数棟あり、用途上不可分の扱いをしているため、異なる用途で活用を図る場合は、敷地設定について検討が必要」

「高度地区の許可を取得しているため、活用する用途については注意が必要」

「都市施設の一団地の住宅施設に指定されており、用途に制限あり」

※3 【所見例】「解体工事や建物の再利用をするときには、アスベスト、PCBの取扱いに注意が必要」



ウ 用途廃止施設の活用分類

財政局資産経営課は、基本調査や周辺公共施設の整備状況調査の結果、及びその他の情報（周辺地域の高齢者や若年者などの人口推計、地価動向、市有地の有無等）をもとに、『横浜市資産活用基本方針』に示されている公共性・有用性と市場性との評価軸によって対象資産の分析及び活用の可能性について分類を行い、結果を所管局及び所在区と共有する。

エ 庁内利用意向調査(利用照会)の実施

- ① 財政局資産経営課は所管局からの依頼に基づき、各区局に用途廃止施設の利用意向の調査（利用照会）を行う。
- ② 用途廃止施設を利用し、公募または施設等整備の意向がある、公募実施局または施設等整備実施局（以下、事業方針の決定までは実施が確定したものではないことに留意する）は、利用計画の概要を記載した回答様式を財政局資産経営課に提出する。
- ③ 財政局資産経営課は利用照会の結果を集約し所管局及び所在区と共有する。

(4) 活用案検討（所要期間の目安:3か月前後）

活用案の検討は、公募実施局または施設等整備実施局、所在区、所管局が協力し、用途廃止施設の後利用の整理に向けた検討を行う。また、財政局資産経営課が用途廃止施設の特性等を総合的に考慮して、全庁的な検討が必要だと判断するものについては、関係区局から組織する庁内プロジェクトにより検討を進めることができる。

検討を行う際には、『横浜市資産活用基本方針』の用途廃止施設等の基本原則を踏まえ、①中期4か年計画等に基づく公共施設・市民利用施設の整備、②民間企業・団体等と連携した資産の有効活用、③地域のまちづくりや緑化に配慮した財産処分を同時に比較検討することとする。特に、用途廃止施設を利用した施設整備を希望している場合は、当該施設の整備を条件とした公募による処分・貸付けが可能か等、民間活力の活用の可能性を幅広く検討する。

ア 庁内プロジェクトの立上げ

財政局資産経営課は、公募実施局または施設等整備実施局、所在区及び所管局等の関係区局を招集し庁内プロジェクトを立ち上げる。

事務局：財政局資産経営課

構成メンバー：公募実施局または施設等整備実施局、政策局共創推進課、財政局公共施設・事業調整課、所在区、所管局、その他関係区局（※）

メンバー職位：課長級

※ その他関係区局については、資産活用推進部会部会員を中心に事務局が案件ごとに必要と思われる区局へ出席を求める。

イ 庁内プロジェクトでの活用検討事項

庁内プロジェクトでは、以下の事項を中心に検討を行う。

(ア) 検討の方向性の確認

対象資産の基本情報や活用可能性の分類、庁内の利用意向等を踏まえ、当該用途廃止施設跡地において「何ができて何ができないか（※）」ということを整理したうえで、活用案や地域意見の収集方法等について協議し、検討の方向性を確認する。

※ 建物の高さ、用途等の行政的な制限、技術的な制限 等



(イ) 建物再利用の可否

基本調査で把握した耐震性能や今後見込まれる修繕費用、造成工事費、解体撤去費用、用途変更に伴う法規制、新築の場合の整備費等を総合的に勘案し、既存建物を再利用するか、あるいは解体撤去するかの検討を行う。

ただし、都市計画法や建築基準法等の規制や庁内の利用意向の結果、サウンディングの結果等により、建物をそのまま再利用できない場合、原則、建物は解体する方向で検討を行う。なお、用途廃止施設に歴史的建造物等の価値がある場合は別途検討を行う。

建物を解体することになった場合は、原則として、所管局が解体設計・工事の予算措置を行う。

(ウ) 活用案、サウンディングの要否(サウンディング実施案)等の検討

基本調査、庁内利用意向調査、民間事業者の活用アイデアの情報、周辺地域の市有地及び公共施設の状況調査等をもとに、活用案を検討する。活用検討にあたり、地域の公共公益的な意見等が把握できている場合は、その意見も参考とする。

a 公共施設等の庁内利用意向があった場合

- ① 中期4か年計画等に基づく公共施設・市民利用施設の整備の必要性や効果を検討する。
 - ・周辺の市有地での整備の可能性
 - ・周辺で今後用途廃止が見込まれる施設への移転
 - ・老朽化して建替えが必要な他施設との合築
 - ・周辺の民間建物での整備（買取り、賃借）
 - ・用途廃止施設を、民間に売却・有償貸付を行った場合の財政的効果との比較 等
- ② 公共施設等の整備の必要性が高いと庁内プロジェクトで判断した場合は、建物の改修等を行って再利用するか、あるいは解体して新築するかを建物再利用の基本的な考え方に基づいて検討する。
- ③ 公民連携による施設整備の可能性を検討する。民間から提供されたアイデアがある場

合は、その有用性や実現性の検討、課題の整理を行い、公共施設等の整備と連携が図れるかを検討する。

- ④ 公共施設等の整備を条件とした民間事業者の公募による処分・貸付け等、公民連携による整備を行う案とした場合には、公募条件やサウンディングの要否、サウンディング実施案等を検討する。

b 公共施設等の庁内利用意向がなかった場合

- ① 土地の公共性、有用性、市場性等を考慮し、民間事業者等への処分・貸付けを検討する。民間事業者から提供されたアイデアがある場合は、そのアイデアも参考にする。
- ② 建物がある場合は、建物再利用の基本的な考え方に基づいて、建物付で処分・貸付けをするか、あるいは解体し更地にして処分・貸付けをするかを検討する。
- ③ 民間事業者への処分・貸付けの公募を行う場合は、公募条件やサウンディングの要否、サウンディング実施案等を検討する。

(エ) 公募実施局または施設等整備実施局・財産所管区局の整理

検討した活用案等に基づき、事業方針決定後の事業を実施する区局及び財産を所管する区局を整理する。原則、公募実施局または施設等整備実施局が、財産所管及び施設管理を行う。

※ 1つの建物の中に複数の公共施設・市民利用施設を整備する場合は、利用面積による按分で財産所管及び施設管理を行う。共用部分の管理は各施設が協力して行うものとし、管理区分や経費負担等については、協定や覚書等で明確にする。

※ 公共施設・市民利用施設としての利用がなく、用途廃止施設全体の処分・貸付けを行う場合は、原則として、財政局資産経営課が公募事業を行い、普通財産である土地・建物を貸し付ける場合は、原則として、財政局管財課が財産を所管する。

ただし、土地取得の経緯や活用の経緯等の制約があるものについては、所管局が対応することとする。

※ 公共施設・市民利用施設を整備を条件とした公募による処分・貸付けを実施する場合は、施設等整備実施局が公募事業を行うこともできる。

(5) 地域意見の収集・整理（所要期間の目安:1か月前後）

所在区は、検討の方向性を確認したうえで、跡地における地域課題・ニーズへの対応の可能性を検討するため、地域の意見を収集し整理する。なお、ここでの地域とは、単位自治会・町内会のみを指すものではなく、施設特性や必要に応じて範囲・対象を設定することとする。また、庁内プロジェクトメンバーは検討の状況に応じて、地域の意見を収集し整理するための打合せ等に同席する。

ただし、地域意見の収集・整理は、用途廃止施設の特性や地域の事情に応じて実施しないこともある。

地域の意見を収集・整理する手法として、住民説明会、アンケート調査、ワークショップ等があり、必要に応じてこれらを実施する。また、地域の意見をふまえた活用が成立するかの見通しを確認することを目的に、必要に応じてサウンディング等（後記(6)参照）を実施する。

公募実施局または施設等整備実施局は、必要に応じて予定事業の説明を地域に対して行う。また、庁内プロジェクトメンバーは状況に応じて同席する。以降の地域説明についても同様とする。

(6) サウンディング等（所要期間の目安:4か月前後）

所在区は、地域の要望や区として誘導すべきと考える機能を含めた活用が成立するかの見通しを確認することを目的に、必要に応じてサウンディング等を実施する。また、所管局は必要に応じてこれに参加する。民間事業者との対話を通じて、地域の意見を反映した活用案の実現可能性、対象施設の市場性や活用のアイデア等を確認し、地域の意見の優先順位の確認や絞り込み等の整理を行う。サウンディングの実施においては、財政局資産経営課及び政策局共創推進課は状況に応じた支援を行う（実施要項の確認、サウンディングへの参加、地域への公表方法等）。

なお、サウンディングの目的が詳細な公募条件（面積、配置等）を定める場合には、原則、活用・処分方針の公表後、財政局が過去の公募事例等を考慮し、必要に応じてサウンディングを実施する（4(12)参照）。また、公共施設・市民利用施設の整備を行う場合は、原則、施設等整備実施局が行う。

用途廃止施設を分割して一部を処分・貸付けし、一部で施設整備事業を実施するといった複合的な活用案である場合は、サウンディングの方法や主体等を関係区局で調整し実施する。

【参考】サウンディング調査のマニュアル等が掲載されている YCAN 政策局共創推進課のページ
<http://inw1.office.ycan/b/ss/kyoso/20170908092759.html>

(7) 活用案再検討（所要期間の目安：3か月前後）

ア 地域意見の整理を踏まえた活用案の見直し

所在区は、地域意見の優先順位の確認や絞り込み等の整理を行い、財政局資産経営課、公募実施局または施設等整備実施局は、庁内プロジェクトに提示する最終的な活用案を作成する。

イ 資産活用推進会議等へ付議する活用案の確定

庁内プロジェクトは前項で作成された活用案について、建物再利用の可否、庁内の利用意向や民間事業者の活用アイデア、財政支出や収入のコスト分析等についての総合的な検討を行い、資産活用推進会議、経営会議等へ付議する活用案としてとりまとめる。

(8) 庁内協議（所要期間の目安：2か月前後）

庁内での協議は、案件ごとに適切な会議へ付議する。なお、資産活用推進会議、再編整備検討専門会議に付議するタイミングについては、案件ごとに両会議の所管課と調整のうえ決定する。

ア 公募により処分・貸付けする場合（公共施設・市民利用施設の整備を条件とするものを含む）

公募実施局（※）が筆頭提案課（他関係区局は共同提案課）となり、庁内プロジェクトでまとめた活用案を資産活用推進会議に付議し、多角的な視点で協議を行う（活用案が経営会議の審議対象となる場合は、同会議へ付議すること。その場合は、資産活用推進会議への審議は不要）。

なお、活用案が再編整備検討専門会議の審議対象となる場合は、資産活用推進会議での審議・承認後、同会議へも付議が必要。

※ 処分・貸付けの公募は原則、財政局資産経営課が実施するが、「4(4)イ(I) 公募実施局または施設等整備実施局・財産所管区局の整理」のとおり、その他の区局が実施する場合もある。

イ 公共施設・市民利用施設の整備を行う場合

施設等整備実施局が筆頭提案課（他関係区局は共同提案課）となり、庁内プロジェクトでまとめた活用案を資産活用推進会議に付議し、審議を受ける（原則協議は不要）（活用案が経営会議の審議対象となる場合は、同会議へ付議すること。その場合は、資産活用推進会議への審議は不要）。

整備する施設の具体的な内容等については、この後再編整備検討専門会議でも審議されるため、資産活用推進会議では主に、資産の有効活用という視点から当該用途廃止施設で施設整備事業を行うことの妥当性について審議を受ける。

資産活用推進会議で審議・承認されたのち、再編整備検討専門会議に付議し、具体的な施設内容、施設規模、整備手法について審議又は協議を受ける。

ウ 複合的な活用案である場合

公募や施設整備事業を組み合わせた活用案や、施設等整備実施局が複数存在するといった複合的な活用案については、財政局資産経営課が筆頭提案課（他関係区局は共同提案課）となり資産活用推進会議に付議し、多角的な視点で協議を行う（活用案が経営会議の審議対象となる場合は、同会議へ付議すること。その場合は、資産活用推進会議への審議は不要）。

また、活用案の一部が再編整備検討専門会議の審議対象となる場合は、資産活用推進会議での審議・承認後、同会議へも付議が必要。

(9) 地域への説明（所要期間の目安:1か月前後）

公募実施局または施設等整備実施局は、所在区と共に、市の活用・処分計画案について地域に説明を行い、地域からの意見等に配慮しながら、より具体的な活用・処分計画案とする。

なお、複合的な活用・処分計画案については、地域への説明の仕方（一括して行うか分割して行うか等）を関係区局で調整したうえで実施する。

(10) 事業方針の決定（所要期間の目安:2か月前後）

ア 公募により処分・貸付けする場合（公共施設・市民利用施設の整備を条件とするものを含む）

公募実施局は、地域の意見も踏まえ、公募条件や公募価格、公募時期等の諸条件について検討し、関係区局と調整を行った上で、筆頭提案課（他関係区局は共同提案課）として活用・処分計画案を資産活用推進会議に付議して審議を受ける（「4(7) 庁内協議」で経営会議に付議された場合は、資産活用推進会議への付議は不要）。

また、資産活用推進会議で審議・承認された活用・処分計画案を、必要に応じて経営会議に付議し、承認を受ける。

なお、活用・処分計画案が再編整備検討専門会議の審議対象となる場合は、資産活用推進会議での審議・承認後、公募実施局が同会議に付議する（共同提案課は要調整）。

公募実施局（必要に応じてその他関係区局も）は、庁内で承認された活用・処分計画について、事業方針を決定する。

イ 公共施設・市民利用施設の整備を行う場合

施設等整備実施局は地域の意見も踏まえて事業の仕組み等を整理し、再編整備検討専門会議に付議する（共同提案課は要調整）（地域への説明を実施する前に、再編整備検討専門会議で審議済みの場合は、付議は不要。ただし、地域への説明の結果、審議内容に変更がある場合は再度審議を行う）。

また、再編整備検討専門会議で審議・承認された活用計画案を、必要に応じて経営会議に付議し、承認を受ける。

施設等整備実施局（必要に応じてその他関係区局も）は、庁内で承認された活用計画について、事業方針を決定する。

ウ 複合的な活用案である場合

公募や施設整備事業を組み合わせた活用案や、施設等整備実施局が複数存在するといった複合的な活用・処分計画案については、それぞれの公募実施局・施設等整備実施局が地域の意見も踏まえて実施内容を整理・検討し、財政局資産経営課がそれらを取りまとめ、筆頭提案課（他関係区局は共同提案課）として活用・処分計画案を資産活用推進会議に付議して審議を受ける（「4（7）庁内協議」で経営会議に付議された場合は、資産活用推進会議への付議は不要。なお、複合的な計画案であるため、筆頭提案課は付議内容に応じて決定する）。

また、資産活用推進会議で審議・承認された活用・処分計画案を、必要に応じて経営会議に付議し、承認を受ける。

なお、活用・処分計画案の一部が再編整備検討専門会議の審議対象となる場合は、資産活用推進会議での審議・承認後、該当する公募・事業の実施区局が同会議に付議する（共同提案課は要調整）。公募実施局または施設等整備実施局（必要に応じてその他関係区局も）は、庁内で承認された活用・処分計画について、事業方針を決定する。

(11) 活用・処分方針の公表（所要期間の目安：1か月前後）

公募実施局または施設等整備実施局を中心に関係区局が連携し、決定した用途廃止施設の活用・処分方針を、市のホームページ等により、広く市民に情報提供する。



(12) 予算措置以降

活用・処分方針の公表後、所管局、公募実施局または施設等整備実施局は、必要な予算措置を行い、公募実施局または施設等整備実施局は事業化に向けて、サウンディング等の取組を進める。なお、サウンディングの目的が詳細な公募条件（面積、配置等）を定める場合には、原則、財政局資産経営課が過去の公募事例等を考慮して必要に応じてサウンディングを実施し、その結果を踏まえて公募要項を作成し、公募を実施する。また、施設等整備実施局も同様に、必要に応じてサウンディング等を行い、整備に向けて取組を進めていく。公募実施局または施設等整備実施局は、後利用が決まった後に、所在区と調整して必要に応じて地域へ説明を行う。

予算措置以降は、案件に応じた個別具体的な対応となる。関係区局は、「5 活用検討における留意事項」に留意しながら連携して活用・処分に向けた作業を進める。なお、公募を実施したが、処分まで至らなかった場合は、庁内プロジェクトによる検討へ戻る。

5 活用検討における留意事項

(1) 既存建物の解体撤去について

用途廃止施設を除却して新たな公共施設・市民利用施設を整備する場合や、公募による売却や有償貸付を行う場合は、原則として、所管局が予算措置をして、解体撤去を行う。

また、区分所有している部分の内装設備等を撤去する場合も、原則として、所管局が予算措置を行う。

ただし、公募による売却や有償貸付による収入が見込める場合には、解体撤去や内装設備の撤去に必要な費用を資産活用推進基金から繰り出すことができる。この場合、活用後の売却収入や貸付収入から、解体撤去費用相当額を基金に繰り入れる。

※ 資産活用推進基金の活用の可否や会計上の手続等については、財政局管財課と調整を行う。



(2) 測量及び土壌汚染・地下埋設物調査、対策について

市有地を処分する前に、市有地の適正な処分を図るため、測量調査及び土壌汚染・地下埋設物の調査を行う必要がある。

測量調査の結果、実測面積が公簿面積と異なる場合、地積更正や境界標の復元等を行う。

土壌汚染調査の場合、一般調査の結果、有害物質使用等の経過があると判断された場合は、土壌汚染状況調査を行う。状況調査において、指定基準を超える有害物質が確認された場合には、詳細調査（ボーリング調査）を行う。

地下埋設物調査の場合、地歴等の調査の結果、地下埋設物が存する蓋然性が高い場合に、試掘調査等を行い、必要に応じて地下埋設物の全部撤去費用の算定を行う。なお、地下埋設物調査については、地耐力の程度によって跡地における活用案検討に影響を及ぼすことから、基本調査実施時期に合わせて実施すること。

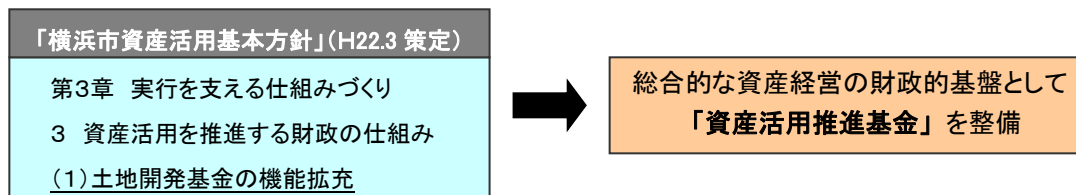
測量調査、土壌汚染調査における状況調査・詳細調査、地下埋設物調査における試掘調査費用の予算措置は、原則として、所管局が行う。また、土壌汚染対策を行うこととなった場合も、原則、所管局が対策に必要な費用の予算措置を行う。

ただし、公募による売却や有償貸付（貸付けは土壌汚染調査のみが必須）による収入が見込める場合には、土壌汚染・地下埋設物調査、対策に必要な費用を資産活用推進基金から繰り出すことができる。この場合、活用後の売却収入や貸付収入から、土壌汚染・地下埋設物調査、対策費用相当額を基金に繰り入れる。

※ 資産活用推進基金の活用の可否や会計上の手続等については、財政局管財課と調整を行う。

<資産活用推進基金の活用>

『横浜市資産活用基本方針』では、資産活用を推進する財政面の仕組みとして土地開発基金の機能拡充を挙げている。これまでの用地先行取得資金としての機能を保持しつつ、資産を有効活用するうえで必要な財政的支援を新たな役割として付加することによって、本市の総合的な資産経営の財政的基盤として整備する。



■ 解体・改修費等支援システム

売却・貸付けによる収入が見込める用途廃止施設の解体、改修等に必要な費用を基金から繰り出し、解体もしくは改修後に行う売却や貸付収入から、基金繰出し相当額を、基金に繰り入れる。

※ 解体後または改修後に無償使用するもの及び基金繰出し相当額の収入が見込めないものは、解体・改修費等支援システムの対象とはならない。

(ア) 原則として、用途廃止施設の解体費等については、所管局で予算措置を行うこととする。

ただし、防災・防犯や資産の有効活用の観点から迅速な対応が求められる場合は、基金から繰り出して用途廃止施設の解体撤去費、測量費及び土壌汚染・地下埋設物調査、対策費に充てることができることとする。解体撤去後は、早急に活用を図り、売却収入や貸付収入から、解体費等相当額を基金に繰り入れる。

(イ) 複数の用途廃止施設がある場合に、一方の用途廃止施設の売却・貸付収入を基金に積み立て、他方の用途廃止施設の用途変更に必要な調査費、改修費、修繕費に基金を充てることができることとする。改修後は迅速な売却や後利用を図り、その売却収入や貸付収入から、改修費等相当額を基金に繰り入れる。

※ 横浜市資産活用推進基金の運用ルールも参照すること

※ 学校施設の場合は、「学校施設整備基金」を活用できる部分を優先する

(3) 国庫補助金の返還

施設の新築整備や耐震補強等に国庫補助金を導入している場合には、処分の方法によっては国庫補助金の返還が生じる可能性がある。

返還する国庫補助金については、原則、国庫補助金を導入した所管局が予算措置及び返還手続を行う。

(4) 用途廃止施設の所管及び暫定利用

ア 用途廃止施設の所管

用途廃止した施設の恒久的な活用が図られるまでの間は、原則、所管局が施設を所管し、管理を行う。

イ 用途廃止施設の暫定利用

用途廃止した施設の一部を市民や地域に開放している場合は、原則、用途廃止と同時に開放は終了とするが、施設の恒久的な活用が図られるまでの間は、土地・建物の管理主体（費用負担を含む）や安全面の配慮等を整理したうえで、暫定的に施設の開放や貸付け等を行うことができる。この場合には、暫定利用をする区局が所管局から使用承認を受け、利用運営団体等との間で協定等を締結する。

暫定的に施設の開放等を行う場合には、その後の恒久利用の妨げとならないよう、期限を明確に定めることとする。

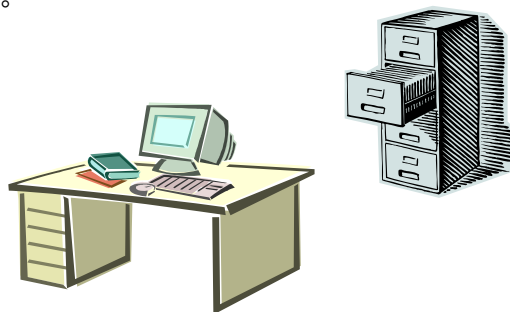
ただし、耐震性能等の安全性に問題があるために用途廃止することとなった施設については、暫定利用を行わない。

ウ 暫定利用中の費用負担

暫定的に施設の開放等を行う場合に発生する運営費や光熱水費等については、関係区局で費用負担の調整を行う。

(5) 用途廃止施設内の物品

用途廃止施設内の物品は、恒久的な活用の開始前までに、原則、所管局が施設内から撤去する。物品を撤去するにあたっては、積極的な保管換えや管理換えにより効率的な再利用を図り、売却することが適当なものについては売却の手続を行うこととする。



(6) 地域防災拠点の扱い

横浜市では、横浜市防災計画に基づき、身近な小・中学校を震災時避難場所に指定し、そこを情報受伝達・防災資機材の備蓄等の機能を備えた地域防災拠点としている。地域防災拠点となっている学校が統廃合される場合は、区が地域の実状を調査し、地域の意向を踏まえて、次の3つのいずれかの対応を検討し、総務局に指定の変更を依頼する。

① 近傍で無指定の中学校を指定(原則)

廃校となる小・中学校の代替として、近傍の「地域防災拠点に指定されていない中学校」を指定する。

② 後施設を指定

後施設が、地域防災拠点としての機能を担保し、施設管理者が地域防災拠点に指定されることを了承する場合は、引き続き、後施設を地域防災拠点に指定することができる。

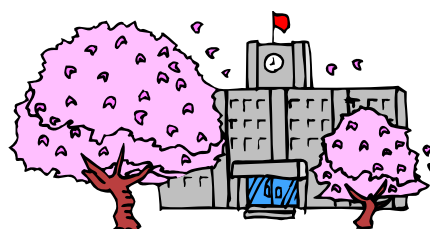
③ 避難エリアの再編等による対応

近傍に「地域防災拠点に指定されていない中学校」が存在せず、後施設も地域防災拠点の指定要件を満たさない場合は、避難エリアの再編等により対応する。

※(参考)地域防災拠点に指定するための要件

◆ 地域防災拠点が満たすべき機能と施設管理者の役割 ◆

地域防災拠点が満たすべき機能	避難場所としての広さ	発災時に避難生活を送ることができる体育館、教室、グラウンドがある。
	防災備蓄庫	食料や生活・救援物資を装備できる防災倉庫を備える。 (備蓄物資は、横浜市が配置)
	デジタル移動無線システム	区本部と情報受伝達を行う移動無線システムに接続可能なファックスがある。
	パーソナルコンピュータ	インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータがある。
施設管理者としての役割	地域防災拠点運営委員会への参画	地域・行政とともに地域防災拠点運営委員会に参画する。
	施設鍵の貸与	地域防災拠点開設に必要となる施設鍵を運営委員会及び区に貸与する。 ※職員が常駐する場合はこの限りでない。
	施設の安全管理	窓ガラスの飛散防止措置、備品等の転倒防止措置等、施設の安全管理を徹底する。



■用語の定義

あ 行	i-マッピー	都市計画制限等をデータ化し、住所により検索することができる横浜市のまちづくり地図情報システムで、都市計画による制限、建築・造成等に関する制限、地域まちづくりの計画等の情報を検索することができ、参考図として地図の印刷もできる。
	アスベスト	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和 50 年に原則禁止された。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。
か 行	計画通知	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物等及びその敷地については、建築基準法の確認申請の手続は不要であるが、これらの機関の長又はその委任を受けたものが、工事に着手する前に建築主事にする、それらの計画の通知
	検査済証	建築基準法に基づき、工事が完了した段階で建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合しているかを検査して、合格すると交付する書面
	高度地区	建物の高さの最高限度、又は最低限度を定めるための制度で、各用途地域に応じて、第 1 種から第 7 種までである。建物を建てるときは、建築基準法で定められている制限のほか、この限度内で計画することになる。
さ 行	指定消防水利	消火栓、防火水槽、プール、河川、池などの消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能な状態に置いているもの
	使用承認	それぞれの局が所管する公有財産を、他の局等が臨時的に一定期間使用させることの承認
た 行	耐震診断	既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断するもの
	耐震補強	建物の耐震性能を向上させること。建物の耐力を上げる方法、ねばり

		強くさせる方法、建物の地震時挙動制御する方法などがある。
	地積測量図	各筆の土地の区画・形状を明確にして地番を表示した地図で、登記所において法第14条に規定する地図として備え付けられているもの
	電波障害	建築物などの影響で、電波の受信に障害が発生したり、電波により電子機器が誤作動すること
	登記事項証明書	磁気ディスクで調製しているコンピュータ庁で発行する登記事項の全部又は一部を証明した書面（登記用紙を綴って管理しているブック庁では、登記簿謄・抄本を発行）
	土壤汚染一般調査	横浜市市有地処分に係る土壤汚染対策事務処理要綱に基づく、当該市有地とその隣接地の有害物質使用等の経過の有無を判定する調査 参考 URL ： http://inw1.office.ycan/b/za/syutokusyobun/takuchikoubo/
	土壤汚染概況調査	有害物質使用特定施設の敷地や土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県が認めた土地について、土壤汚染のリスク診断、現地踏査・ヒアリング調査結果などから、土壤汚染のおそれの分類を行い、地表付近の土壤の平面的な汚染範囲と程度を把握する。土壤汚染のおそれの分類に応じた区画設定による試料の採取方法で、特定有害物質の分類により、「土壤含有量調査」、「土壤溶出量調査」、「土壤ガス調査」を行う。
	土壤汚染詳細調査 (ボーリング調査)	土壤概況調査で汚染が確認された場合には、単位区画(10m×10m)で、指定基準を超過した物質について、深度方向の汚染の範囲と程度を把握する。
は 行	PCB	ポリ塩化ビフェニル化合物の総称で、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体などに利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されていて、昭和47年以降は新たな製造は行われていない。毒性は高い。PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年都道府県知事に保管及び処分の状況を報告し、処理期限までに自ら処分するか、処分を委託しなければならない。PCB廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産

		業廃棄物保管基準」に従わなければならない。
	防火・準防火地域	建物を建てる場所が、防火地域や準防火地域に指定されている場合は、建物の構造（耐火建築物、準耐火建築物等）に制限を受ける。
	防火水槽	大規模な地震が発生した場合、水道管の破損などにより消火栓が使用できなくなった場合に備え、地下に消火用の水を貯めた水槽
ま 行	埋蔵文化財包蔵地	遺跡・遺構・遺物などの土の中に埋まっている文化財を包蔵する土地として周知されている土地で、当該埋蔵文化財の損傷及び散逸の防止に努めるとともに、教育委員会が埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、発掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならない。
	目的外使用許可	行政財産を他の目的のために使用することの許可（使用許可）で、範囲は限定されている。
や 行	用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、土地や建物の用途に一定の制限を加え、用途の混在を防ぎ、もっとも経済的・能率的な用途に供されることを目的として指定している。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めているもので、12種類がある。 （第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域） 建築基準法ではそれぞれの用途地域で建築できる建築物とできない建築物を定めている。
ら 行	緑化地域	緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける都市緑地法第34条に基づく制度で、住居系用途地域全域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）に指定されている。

〇〇〇第 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

財政局資産経営課長

〇〇区・局〇〇課長

用途廃止（予定）施設の活用検討の開始について（届出）

以下の施設について、用途廃止を予定している・となったので、活用検討を開始します。

1 施設概要

施設名称	〇〇センター
所在地	〇〇区〇〇町〇〇番地
土地面積	〇〇〇㎡
建物構造等	〇〇造 〇階建
建物延床面積	〇〇〇㎡
用途廃止（予定）日	令和〇〇年〇〇月〇〇日（予定）
備考	用途廃止理由 検討に際し注意が必要な事項 その他特記事項 等

2 添付書類

- (1) 案内図・位置図
- (2) 公有財産台帳（土地・建物）
- (3) 不動産登記事項証明書、公図等

担当：〇〇区・局〇〇課

〇〇 〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

用途廃止施設活用検討 案件進捗状況報告書(令和〇年度第〇四半期調査)

提出日

担当係長/担当者

連絡先

年度	検討開始届出日	内容	種別	事業名		
区局		課	区	町	番地	面積
活用方針						

■進捗状況

年度	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	備考 (記者発表のタイトルなど)
R2					
R3					
R4					
以降					

■進捗状況の主な記入内容 (日付・回数等も記載してください)

- ・ 庁内利用照会回答受領日
- ・ 庁内プロジェクト開催日
- ・ サウンディング結果公表日
- ・ 方針決裁取得年月日
- ・ 地域説明(意見把握)実施日
- ・ サウンディング実施期間
- ・ 資産活用推進会議等付議日
- ・ 活用、処分方針の公表日

■主な添付資料

地域説明会・資産活用推進会議等の庁内会議資料(資産経営課が参加していないもののみ)、記者発表資料(記者発表の日付は記載、また、タイトルは備考欄に記載してください。)など。
⇒何回かに分けて記者発表を行っている場合は、初出の記者発表資料のみで結構です。

■特記事項 該当する項目にチェックしてください(複数選択可)。

状況	<input checked="" type="checkbox"/> 順調	<input type="checkbox"/> 大幅変更	<input type="checkbox"/> 遅延等	<input type="checkbox"/> 中止	<input type="checkbox"/> その他 (
----	--	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	--------------------------------

【状況】

【(大幅変更・遅延等・中止の場合) 記載していただきたい項目】

- ①発生時期
- ②理由
- ③課題(原因)の内容
- ④今後の見通し

※案件によっては、全ての項目を記載することが難しい場合もあるかと思いますが、正確な状況を把握するため、可能な限り、詳細に記載していただくよう、お願いいたします。

用途廃止施設活用検討 案件進捗状況報告書(令和○年度第○四半期調査)

記入例 提出日 平成29年9月15日 担当係長/担当者 ○○係長/○○ 連絡先 671-2216

年度	会議日	内容	種別	事業名		
28	10月29日	建物	利用	○○整備事業		
	区局	課	区	町	番地	面積
	財政局	資産経営課	○○	□□	△△	●●㎡
審議・協議要点		○○区における公益用地（市有地）を活用して、▲▲施設を整備				

■進捗状況

年度	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	備考 (記者発表のタイトルなど)
28			審議・承認 (10月29日)	調整会議 (2月25日)	
29	方針決裁 (4月15日)		事業着手(基本設計) (11月25日) ・予算計上済み	記者発表 (1月10日)	記者発表名 「○○整備工事の基本設計を まとめました」
30			事業着手(実施設計) (10月20日予定) ・予算計上済み		
31					
32		建設工事		しゅん工(予定)	
33					
34					
以降					

■進捗状況の主な記入内容 (日付等も記載してください)

- ・方針決裁取得年月日
- ・取得・処分等年月日(予定日)
- ・事業着手(設計)年月日(予定日)
- ・しゅん工年月日(予定日)
- ・事業(供用)開始年月日
- ・公募開始日
- ・事業予定者決定日
- ・契約締結日
- ・経営会議付議日

■主な添付資料

記者発表、経営会議資料などの参考資料(記者発表の日付は記載、また、タイトルは備考欄に記載してください。)
⇒何回かに分けて記者発表を行っている場合は、初出の記者発表資料のみで結構です。

裏面の「変更理由」についても、忘れずに記載していただくよう、お願いいたします。

■変更理由 該当する項目にチェックしてください(複数選択可)。

状況	<input type="checkbox"/> 順調	<input type="checkbox"/> 内容変更	<input type="checkbox"/> 遅延等	<input type="checkbox"/> 中止	<input type="checkbox"/> その他 (
【現在の状況】					
【(内容変更・遅延等・中止の場合) 記載していただきたい項目】					
<p>①発生時期 ②理由 ③課題(原因)の内容 ④今後の見通し(事業着手、契約締結見込時期等)</p> <p>※案件によっては、全ての項目を記載することが難しい場合もあるかと思いますが、正確な状況を把握するため、可能な限り、詳細に記載していただくよう、お願いいたします。</p>					
【例文】					
<p>平成29年4月15日に方針決裁後、①平成29年7月に自治会長等がメンバーになった建設委員会を開催し、基本設計を進めていましたが、その建設委員会の中で、②建物内の部屋の配置等について、地域の理解を得られておらず、現在調整に時間を要している状況です。</p> <p>その結果、活用する敷地・延床面積に変更はないものの、③各部屋の面積・配置に多少の変更がある見込みです。それに伴い、④実施設計の日程にも遅れが生じており、併せて建設工事及びしゅん工年度も、審議時点で予定していた31年度から32年度以降に遅れが出る見込みとなっています。</p>					

※事業の中止や遅れ、または大幅な内容の変更等の状況により、改めて資産活用推進会議への付議が必要となる場合があります。

◇ 参考：横浜市資産活用推進会議運営要領
 第2 審議結果等
 2 審議結果の通知を受けた日から事業化(方針決定等)まで、2年を超える案件については、財政局資産経営課と協議の上、必要により再度会議へ付議するものとする。
 また、審議結果の通知を受けた日以降、事業計画の大幅な変更や事業の中止等の事情が生じた場合には、速やかに財政局資産経営課と協議の上、必要な場合には、会議への報告を行うものとする。

対象資産基本情報シート

対象資産名称		所管部署	
登記簿表示地番			
住居表示地番			

【物件概要】

地目・地積等	地目(公簿)		地目(現況)	
	地積(公簿)	m ²	地積(実測)	m ²
行政的条件	形状・高低差			
	その他			
	区域区分		災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)	
	用途地域		土砂災害特別警戒区域	
土地の造成に関する各種許可、認可等	建ぺい率/容積率	% / %	緑化地域	
	防火・準防火地域		地区計画	
	風致地区		その他都市計画	
活用を図るうえで法規制上配慮すべき事項等	許可証		年月日	
	検査済証		年月日	
	耐震診断			
	耐震補強工事			
街路条件	敷地北側	高低差: m		
	敷地東側	高低差: m		
	敷地南側	高低差: m		
	敷地西側	高低差: m		
接近条件	交通手段	最寄駅	現地までの距離	約 m
		所要時間	最寄駅から 徒歩・バス(区間 ~)	約 分
		最寄I. C.	現地までの距離	約 m
	その他			
路線価	円/m ²	用途地区		
付近の公示(基準)地価	公・基種類		所在地	
	価格	円/m ²	時点	年 月 日
境界確定	<input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 測量図 <input type="checkbox"/> 求積図 <input type="checkbox"/> 現況平面図 <input type="checkbox"/> 全部事項証明書(土地)			
越境(被越境)	内容			
権利の有無	内容	: 年 月 日まで有効		
地下埋設物	内容	<input type="checkbox"/> 地歴等調査チェックリスト <input type="checkbox"/> 地下埋設物敷設図		
	試掘調査実施時期	年 月頃	実施予定	撤去費用 円
埋蔵文化財包蔵地	内容			
土壌汚染	当該施設を建築する以前の土地利用	<input type="checkbox"/> 過去の住宅地図 <input type="checkbox"/> 過去の航空写真		
	汚染原因となる物質を扱った経緯	<input type="checkbox"/> 土壌汚染一般調査チェック表		

【添付資料リスト】※添付したものにチェック

許可証(土地) 検査済証(土地) 認定路線図 道路台帳平面図 道路台帳区域線図 公図 測量図 求積図
概況平面図 全部事項証明書(土地) 地歴等調査チェックリスト 地下埋設物敷設図 過去の住宅地図 過去の航空写真 土壌汚染一般調査チェック表
全部事項証明書(建物) 敷地平面図 建物平面図 竣工図面 増築図面 回収図面 計画通知(確認通知)書

廃止前の用途		不動産登記	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書(建物)	
延べ床	m ² <input type="checkbox"/> 敷地平面図 <input type="checkbox"/> 建物平面図			
構造	地上 階 地下 階			
付帯設備	エレベーター 機、駐車場 台(屋内 台、屋外 台)		歴史的建造物	
部分的使用資材	基礎:	屋根:	内壁:	
保管場所等	竣工図面、図書:	CADデータ		
	その他の図面、図書:	<input type="checkbox"/> 竣工図面	<input type="checkbox"/> 増築図面	<input type="checkbox"/> 改修図面
新築時期	年 月 日	号	年 月 日検査済	第 号
増・改築時期(減築含む)	年 月 日	号	年 月 日検査済	第 号
	年 月 日	号	年 月 日検査済	第 号
	年 月 日	号	年 月 日検査済	第 号
	箇所:	<input type="checkbox"/> 計画通知(確認通知)書 <input type="checkbox"/> 検査済証		
建築基準法及び関係法令に基づく許可状況	年 月 日	号	<input type="checkbox"/> 許可証	
	年 月 日	号	<input type="checkbox"/> 許可証	
	年 月 日	号	<input type="checkbox"/> 許可証	
法規制上配慮すべき事項等				
耐震診断	<input type="checkbox"/> 耐震診断調査報告書			
耐震補強工事	年 月 日済	<input type="checkbox"/> 耐震補強工事図面		<input type="checkbox"/> 構造計画書
	年 月 日済	補強必要箇所	費用	円
PCB対応	使用	年 月 日処理済	今後の対応	費用 円
アスベスト対応	年 月 日調査済、年 月 日除去済()	<input type="checkbox"/> 吹付け材等調査結果一覧表		
	残存可能性	今後の対応	費用	円
残存不具合	将来保全費用	円	<input type="checkbox"/> 保全計画表 <input type="checkbox"/> 施設点検表	
電波障害	分担金			
概算解体撤去費用	円 <input type="checkbox"/> 積算根拠資料			
技術的視点からの所見				

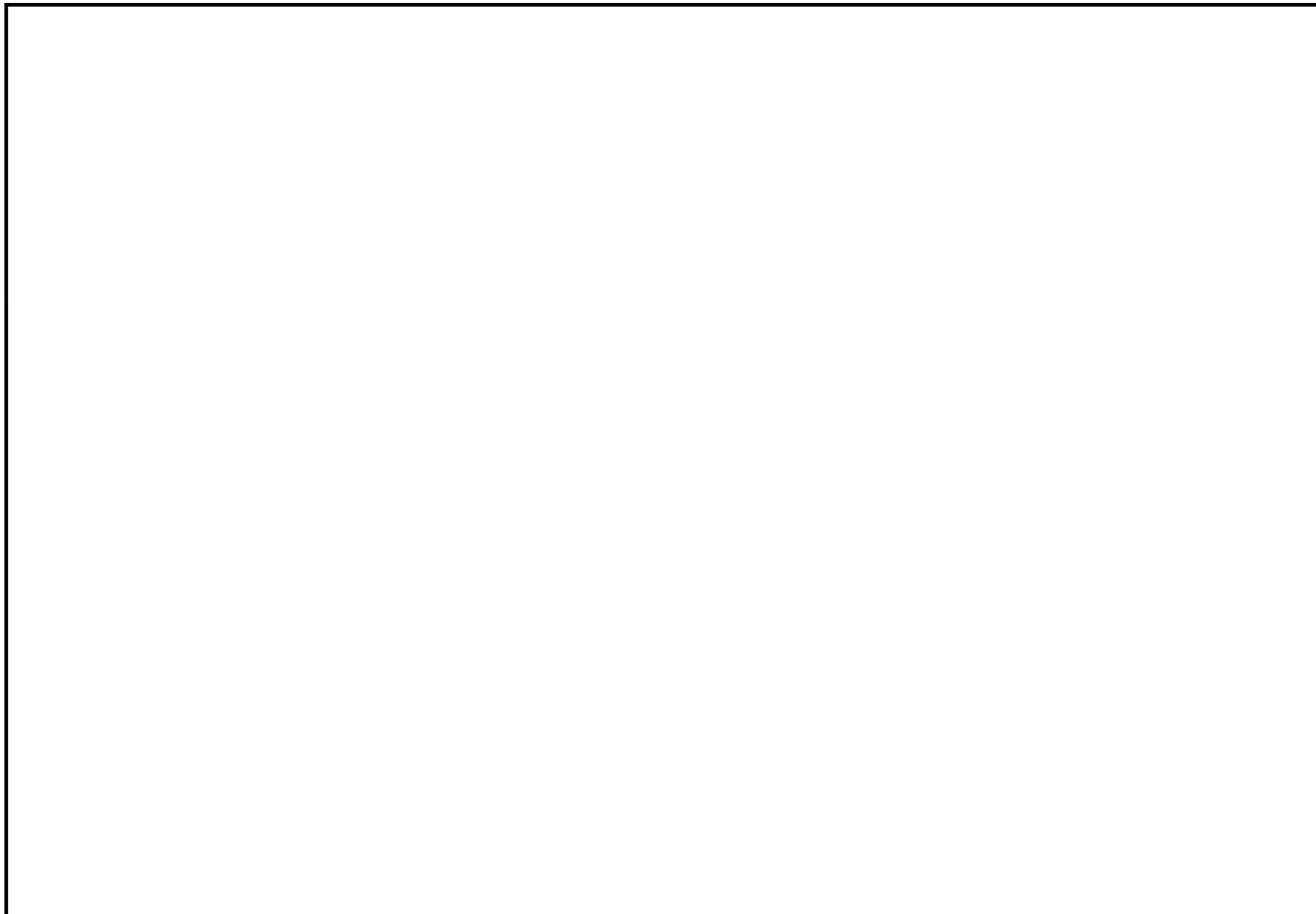
【対象資産の利用状況その他】

利用状況(地域利用、占有の有無等)				
用途廃止(予定)時期	年 月	引渡し可能時期	建物なし	年 月頃
			建物あり	現況有姿
指定消防水利の利用				
機械警備委託等				
鍵案内	不具合箇所	<input type="checkbox"/> 鍵一覧表 <input type="checkbox"/> 鍵案内図		
補助金の導入状況				
土地取得経緯	売買・供出者(個人(範囲、人数等)、団体(公社、企業等))、有償・無償			
その他特記事項				

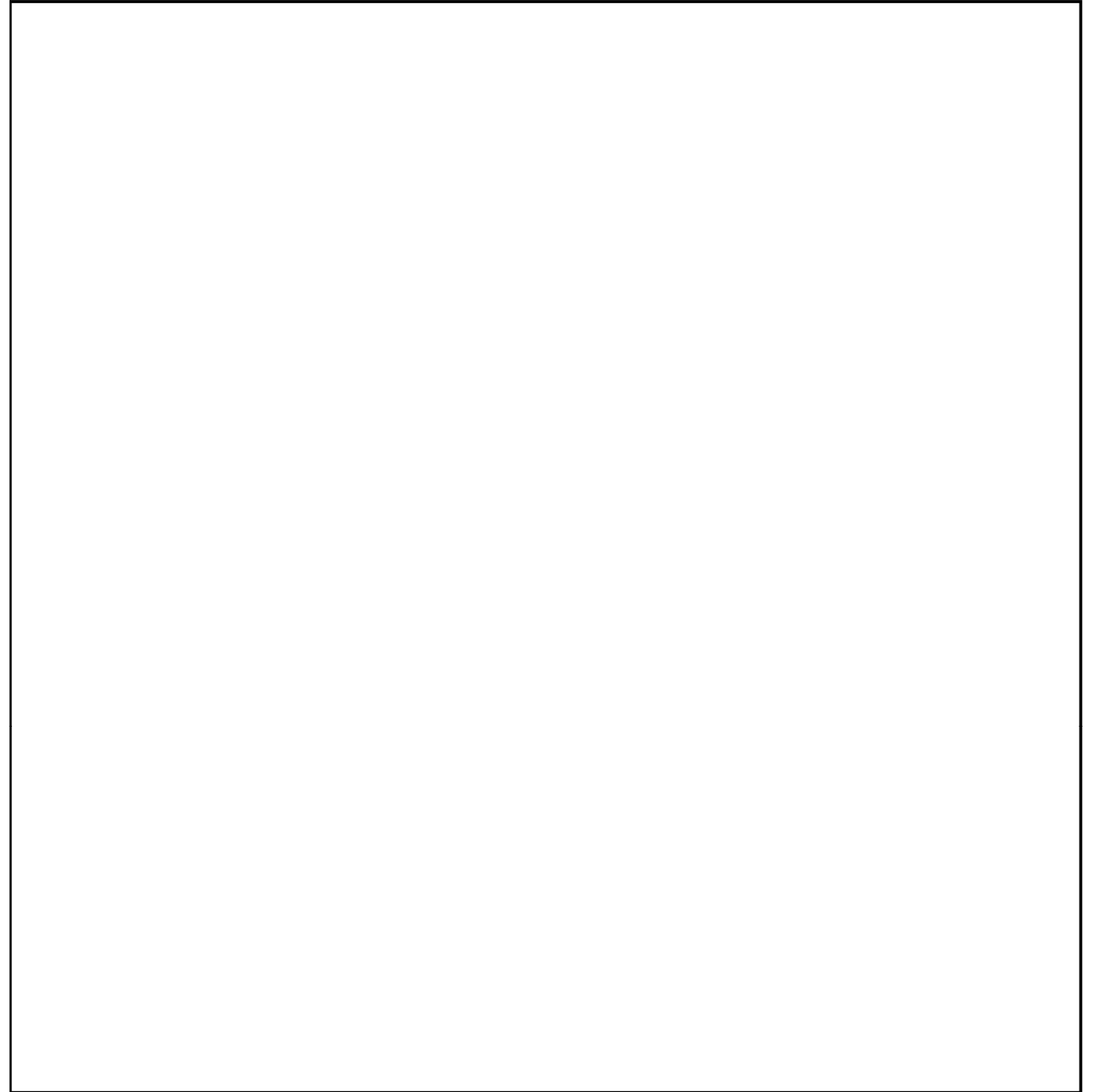
【位置図】



【案内図】 ※現況写真の撮影方向を図示してください。



【現況写真】



【活用性】 ※以下、資産経営課使用欄

土地のみ・建物のみ	公共性・有用性	1・2・3・4・5	判断理由	
	市場性(価値)	1・2・3・4・5	判断理由	想定される用途: _____
土地+建物	建物活用の可能性			
	活用性分類			

【参考1】菅田小学校の後利用検討について

1 検討スケジュール

平成30年1月～平成31年1月	学校規模適正化検討部会としての意見書の提出 (学校規模適正化検討部会 全6回)
平成31年3月	統合方針決定
令和元年6月	学校条例改正
令和元年7月～令和2年3月	地域意見の収集(跡地利用検討委員会 全5回)
令和2年3月～令和4年10月	庁内での調整
令和4年10月	地域説明
令和4年11月	後利用決定

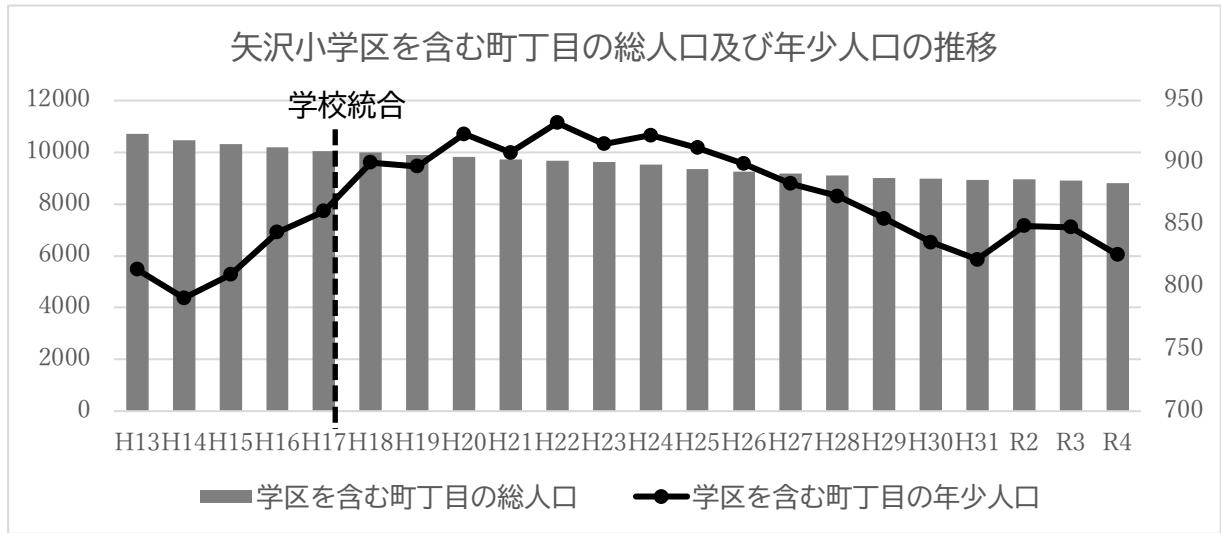
2 地域からいただいたご提案

菅田小学校跡地利用検討委員会において、下記5つの機能が地域として必要な機能であることをとりまとめいただき、1～3(太枠内)については特に必要な機能であることを考慮して関係区局で検討を進めるよう、提案書をご提出いただきました。

1、多世代交流の場・子供の居場所	高齢者の外出の機会を創出し、孤立しがちな子育て世代が他者と交流することができ、子供たちが放課後や休日に安心して利用できる場所が必要。
2、スポーツができる場所	地域住民の健康維持・増進やコミュニティの維持・活性化のために、グラウンドや体育館といったスポーツができる場所が必要。
3、防災の機能	現在、菅田地区にある2箇所の地域防災拠点(菅田小学校、池上小学校)の配置の維持が必要。 「防災の機能」としては、『安心して避難生活を送ることができる場所』『水・食料、生活用品が確保できる場所』『防災資機材を使って、救助・救出活動ができる場所』『家族の安否確認ができる場所』が必要。
4、医療サービスの機能	近隣の医療機関にない診療科目(眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等)を設けた医療サービスの機能が必要。
5、行政サービスの機能	特に高齢者からは、近隣で区役所の手続き(住民票や各種証明書の発行等)を行いたいというニーズがあるため、行政サービスの一部を担う出張所の機能が必要。

【参考2】 学校統合後に年少人口が増加した地域の年齢分布について

矢沢小学校（栄区）は平成18年3月に閉校し、翌年度上郷小学校と桂台小学校に統合されました。学校跡地の利用としては、平成24年に公園、平成25年にコミュニティハウスが整備されています。



(参考) 不登校率の推移

不登校率の推移については、既に本市ホームページで公表されている本市の結果をまとめた記者発表資料、行政区別データを御用意しました。(参考1・2)

(理由) 文部科学大臣は、児童生徒の不登校等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図る目的で、統計法に基づいた調査を行っており、集積したデータを基に統計資料を作成しています。(統計法第32条)ただし、そのデータは行った統計調査の目的以外に利用や提供ができません。(統計法第40条)

そこで本市では、市内の小・中学校の状況を把握する目的で、文部科学大臣から調査データを利用した統計の作成及び公表の許可を得ており、それ以外に提供することはできません。(統計法第33条)

以上の理由から、資料として提供できる範囲が限定的になります。

(参考 URL)

記者発表資料

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kyoiku/2022/1027_r03tyousakekka.html

行政区別データ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/tokeisho/16.html>

(参考法令)

統計法

第三十二条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

第三十三条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

第四十条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

令和3年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果 (小中学校)

令和3年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

1 暴力行為 5,010件 [対前年度 165件 (3.4%) 増]

小学校は微減 [対前年度 1件 (0.0%) 減] (2年度 4,113件→3年度 4,112件)
中学校は増加 [対前年度 166件 (22.7%) 増] (2年度 732件→3年度 898件)

- ・小中学校の暴力行為総計は前年度から165件(3.4%)増加しました。
《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための短縮授業及び分散登校期間(令和3年9月~10月)を含みます。》
- ・小学校では、生徒間暴力が1件(0.0%)、対教師暴力は33件(11.4%)増加し、対人暴力は3件(30.0%)、器物損壊は32件(7.0%)減少しました。
- ・中学校では、生徒間暴力が176件(34.4%)の増加、対教師暴力は7件(11.9%)減少しました。
- ・発生した事案への対処だけでなく、未然防止の取組にも重点をおき、組織(チーム)対応を進めていきます。

2 いじめ(認知件数) 7,556件 [対前年度 2,028件 (36.7%) 増]

小学校は増加 [対前年度 1,641件 (36.2%) 増] (2年度 4,527件→3年度 6,168件)
中学校は増加 [対前年度 387件 (38.7%) 増] (2年度 1,001件→3年度 1,388件)

- ・いじめの認知件数は小学校で1,641件(36.2%)増加、中学校で387件(38.7%)増加しました。小中全体では2,028件(36.7%)増加となりました。増加の理由として、各学校が校長のリーダーシップの下、いじめを早期に発見するために「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めた結果などが考えられます。横浜市は、「認知件数が多い学校を、初期段階のものも含めて積極的にいじめを認知し、解消に向けたスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する」との国の見解に基づき、いじめの早期発見・早期解決に努めています。
- ・いじめの態様では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が55.5%と最も多いです。

3 長期欠席**(1) 不登校 6,616人** [対前年度 929人 (16.3%) 増]

- ・不登校児童生徒数は小学校が475人(22.0%)増加、中学校が454人(12.9%)増加、小中学校全体では前年から929人(16.3%)増加となりました。
- ・再登校だけでなく、社会的自立を目的として、家庭との連携をはじめ、個々の状況に応じた支援(特別支援教室、教育支援センター、医療・福祉・民間フリースクール、ICTを活用した学習等)や適切な教員・支援員の配置等、教室外や学校以外の場における、人との関わりの機会や学びの場の充実を進めています。

(2) 不登校以外 5,290人 [対前年度 3,142人 (146.3%) 増]

新型コロナウイルスの感染回避 は増加 [対前年度 1,757人 (198.5%) 増] (2年度 885人→3年度 2,642人)
病気を理由とする欠席は増加 [対前年度 213人 (29.8%) 増] (2年度 715人→3年度 928人)
その他は増加 [対前年度 1,172人 (213.9%) 増] (2年度 548人→3年度 1,720人)

※令和2年度より長期欠席の定義が変わり「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上となりました。
※病気を理由とする欠席は、学校保健安全法第19条による出席停止を除きます(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等)。

- ・新型コロナウイルスの感染回避が1,757人(198.5%)増加、その他が1,172人増加(213.9%)となり、登校しなかった日が年間30日以上長期欠席児童生徒数(不登校・不登校以外)の合計は、前年度より4,071人(52.0%)増加し11,906人でした。

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 宮生 和郎 Tel 045-671-3706

別添資料あり

1 暴力行為の発生状況【概要】

【表1-1】全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	3,461	4,034	3,985	4,113	4,112	-1	0.0%
中学校	1,468	1,398	1,199	732	898	166	22.7%
計	4,929	5,432	5,184	4,845	5,010	165	3.4%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	389	326	291	289	322	33	11.4%
中学校	104	91	88	59	52	-7	-11.9%
計	493	417	379	348	374	26	7.5%

(2) 生徒間暴力の発生件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	2,442	3,185	3,232	3,358	3,359	1	0.0%
中学校	930	1,017	854	511	687	176	34.4%
計	3,372	4,202	4,086	3,869	4,046	177	4.6%

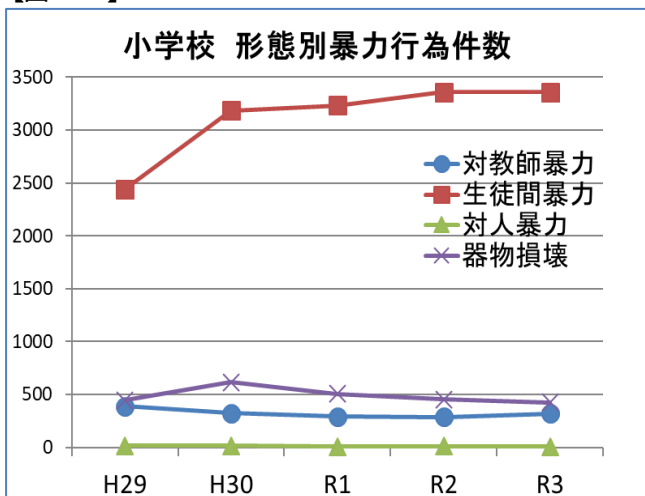
(3) 対人暴力の発生件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	15	15	6	10	7	-3	-30.0%
中学校	14	4	6	2	3	1	50.0%
計	29	19	12	12	10	-2	-16.7%

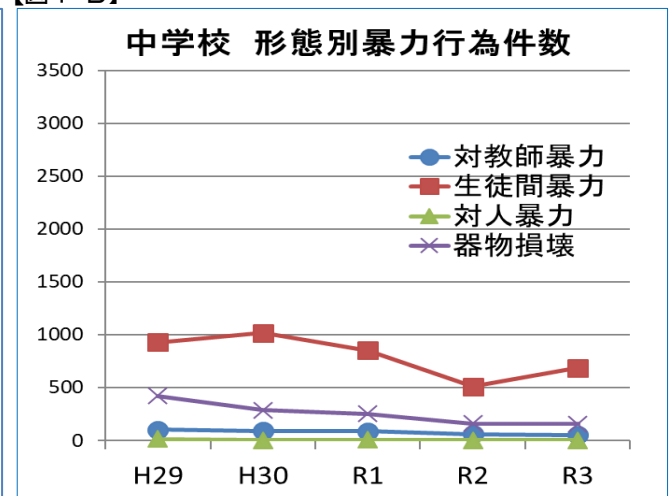
(4) 器物損壊の発生件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	615	508	456	456	424	-32	-7.0%
中学校	420	286	251	160	156	-4	-2.5%
計	1,035	794	707	616	580	-36	-5.8%

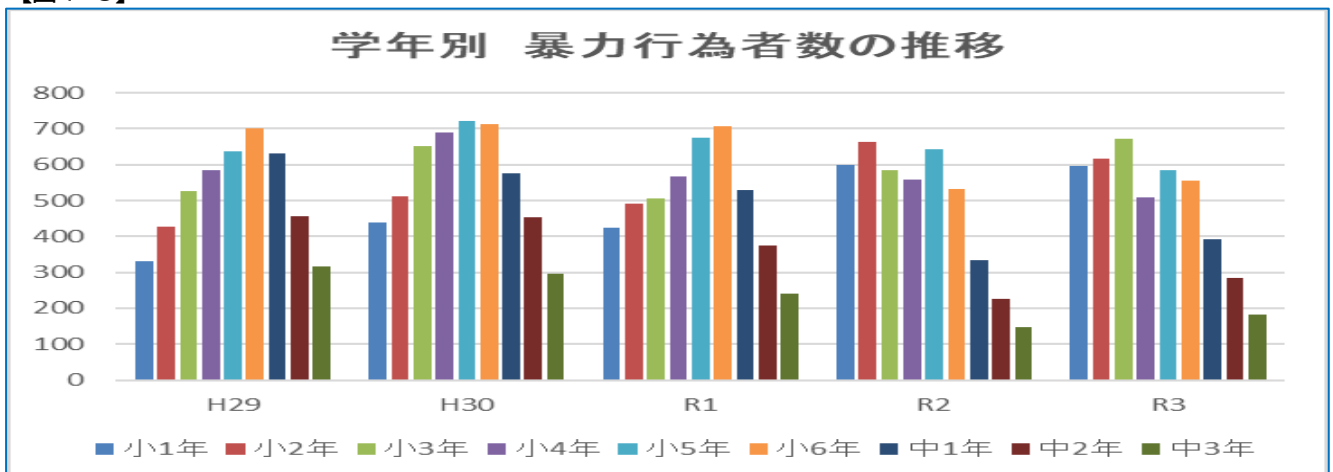
【図1-A】



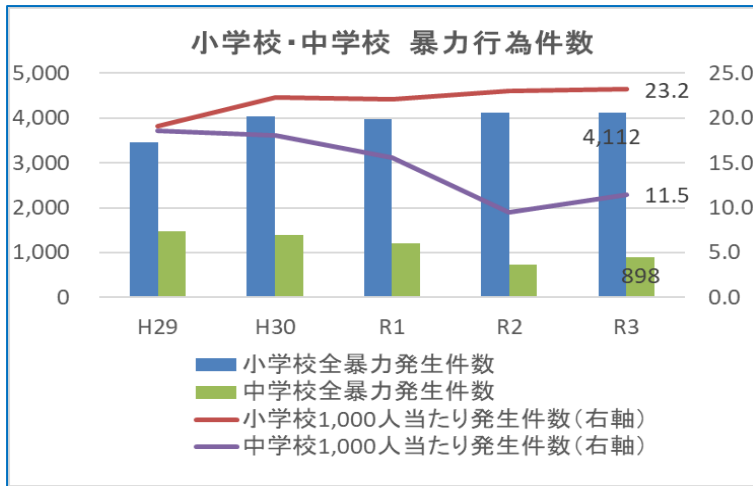
【図1-B】



【図1-C】



【図1-D】



【表1-2】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況
(過去5年の5件以上暴力行為を起こした人数と件数)

		H29	H30	R1	R2	R3
小学校	人数	74	78	100	76	68
	件数	778	621	820	559	488
中学校	人数	12	8	14	5	6
	件数	97	77	96	38	42

【表1-3】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況
(R3学年別人数と件数)

		人数	回数
小学校	1年	7	45
	2年	14	92
	3年	19	149
	4年	8	73
	5年	11	70
	6年	9	59
中学校	1年	3	23
	2年	2	11
	3年	1	8
合計	合計	74	530

調査結果から

■ 小学校での暴力行為の発生件数は、1件の減少でした。

- ・前年度と比較して、対教師暴力は、33件(11.4%)増加、生徒間暴力の発生件数は1件(0.0%)の増加、対人暴力の発生件数は3件(30.0%)の減少、器物損壊の発生件数は32件(7.0%)減少しています。【表1-1】【図1-A】
- ・暴力行為者数は低学年(1~3年)では増加、高学年(4~6年)では減少する傾向が見られました。【図1-C】
- ・5件以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から8人(10.5%)減少、件数は前年度から71件(12.7%)減少となりました。【表1-2】【表1-3】

■ 中学校での暴力行為の発生件数は166件の増加でした。

- ・対教師暴力が前年度から7件(11.9%)、器物損壊が4件(2.5%)減少しましたが、対人暴力が1件(50.0%)、生徒間暴力の発生件数は176件(34.4%)増加しました。特に、生徒間暴力の増加が見られました。【表1-1】【図1-B】
- ・中学校1年生の暴力行為者数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。【図1-C】

分析と対策

- ・小学校での暴力行為の発生件数は、対教師暴力の件数が最も増えました。また、低学年の暴力行為者数が増えています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学級集団の分断、人との関わり不足等、低学年の児童にとって相手との直接のコミュニケーションの機会が減少していることなどにより、相手の心情を察する力の育成や年齢相応の意思疎通ができていない可能性があります。また、コロナ禍における不安やストレスに加え、家庭環境の変化等、社会生活の変化に伴う多様な要因があると考えられます。各学校では個々の状況や小さな変化を把握し、低学年に対しても、複数の教師で組織的に支援する校内指導体制づくりをさらに進める必要があります。
- ・令和2年度は2か月間の臨時休校期間があり、令和3年度に暴力件数が単純に増加したとは言い難いものの、増加の背景には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による児童支援・生徒指導専任教諭協議会(専任会)及び日常的な情報交換の機会の減少により、小学校との引継ぎや実際の場面の観察を伴う情報共有が希薄になっていることが考えられます。引き続き学校全体での組織(チーム)対応、未然防止の取組、関係機関連携等(小学校や警察、児童相談所)をさらに進めていくことも大切です。
- ・暴力行為の防止には、様々な特性がある児童生徒の内面の不安や心配といった心の動きを共感的に理解する必要があります。学校においては、児童生徒との信頼関係づくりのための教育相談の充実や自己肯定感の育成のために子どもの社会的スキル横浜プログラム*の一層の活用が求められます。また、特別支援教育を踏まえた授業づくりや学校行事等の企画運営に学校全体で積極的に取り組むことが大切です。

*「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育てるために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成されています。

2 いじめの認知状況【概要】

(1)【表2-1】いじめの認知件数

	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
小学校	3,566	4,123	4,365	4,527	6,168	1,641	36.2%
中学校	1,083	1,423	1,265	1,001	1,388	387	38.7%
計	4,649	5,546	5,630	5,528	7,556	2,028	36.7%

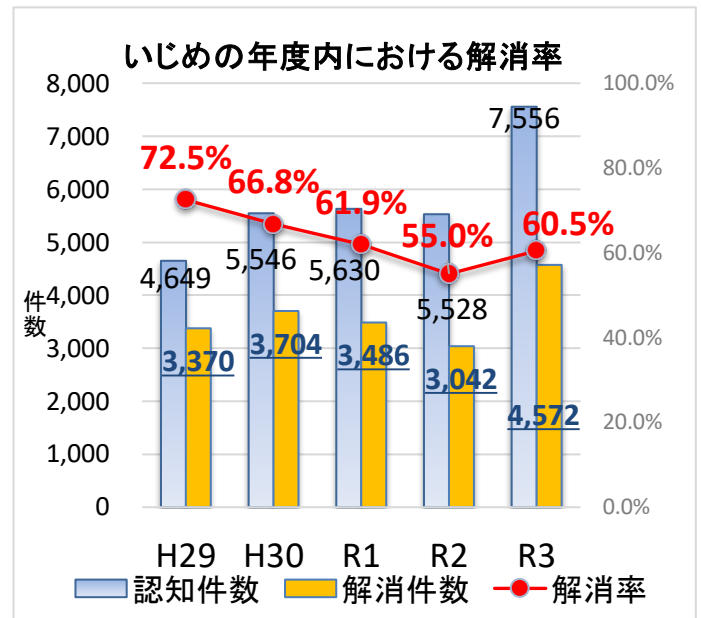
(2)【表2-2】いじめの年度内における解消率

小学校	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数	3,566	4,123	4,365	4,527	6,168
解消件数	2,605	2,785	2,738	2,545	3,810
取組中	961	1,338	1,627	1,982	2,358
解消率	73.1%	67.5%	62.7%	56.2%	61.8%

中学校	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数	1,083	1,423	1,265	1,001	1,388
解消件数	765	919	748	497	762
取組中	318	504	517	504	626
解消率	70.6%	64.6%	59.1%	49.7%	54.9%

合計	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数	4,649	5,546	5,630	5,528	7,556
解消件数	3,370	3,704	3,486	3,042	4,572
取組中	1,279	1,842	2,144	2,486	2,984
解消率	72.5%	66.8%	61.9%	55.0%	60.5%

【図2-A】



(3)【表2-3】いじめの態様（複数選択回答）

	小学校		中学校		小中学校計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3,300	53.5%	897	64.6%	4,197	55.5%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	658	10.7%	128	9.2%	786	10.4%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	1,495	24.2%	184	13.3%	1,679	22.2%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	731	11.9%	66	4.8%	797	10.5%
金品をたかられる。	106	1.7%	29	2.1%	135	1.8%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	479	7.8%	83	6.0%	562	7.4%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	937	15.2%	98	7.1%	1,035	13.7%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	238	3.9%	208	15.0%	446	5.9%
その他	161	2.6%	37	2.7%	198	2.6%
件数合計(複数回答)	8,105		1,730		9,835	
	※認知件数		6,168		1,388	
					7,556	0

※割合：いじめ認知件数に対して各項目

調査結果から

■ 小中学校ともに、いじめの認知件数は増加しました。(年度内解消率は60.5%)

- いじめの認知件数は前年度から小学校では1,641件(36.2%)増加、中学校では前年度から387件(38.7%)増加しました。小中合計では前年度から2,028件(36.7%)増加しています。【表2-1】
- 年度内での解消率は60.5%【表2-2】【図2-A】です。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(H29.3)で「いじめの解消している状態」*として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内での解消を確認することができないケースがあります。また安易に目安の3か月で解消とせず、当該児童生徒や保護者が心身の苦痛を感じていないかを慎重に見極めるため、継続支援及び見守り活動が引き続き行われている状況があると考えられます。

(県の調査に基づき、3か月後の令和4年7月末において、在校している児童生徒に対して確認できた令和3年度の内いじめ解消件数1,598件を加えた解消率は81.7%となっています。)

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面談等により確認）
 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（H29年3月改定）より
 ※いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。（R2年11月 文部科学省）

■ いじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の55.5% (4,197件) を占めます。

- ・小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」がもっとも多く、例年同様、全体の半数以上を占めています。【表2-3】
- ・校種の特徴としては、小学校では「軽くぶつかられたり…」(24.2%)、「嫌なこと恥ずかしいこと…」(15.2%)といった直接的ないじめ被害の訴えが多く、中学校になると「パソコンや携帯電話等…」(15.0%)の間接的ないじめ被害の訴えの割合が多くなる傾向があります。【表2-3】

(4) いじめの発見のきっかけ
 【表2-4】いじめ発見のきっかけ

R3	R3	
	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	1,586	21.0%
学級担任が発見	923	12.2%
学級担任以外の教職員が発見	295	3.9%
養護教諭が発見	39	0.5%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	7	0.1%
アンケート調査など学校の取組により発見	322	4.3%
●学校の教職員以外からの情報により発見	5,970	79.0%
本人からの訴え	2,342	31.0%
当該児童生徒の保護者からの訴え	2,927	38.7%
他の児童生徒からの情報	434	5.7%
他の保護者からの情報	210	2.8%
地域の住民からの情報	8	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	43	0.6%
その他(匿名による情報など)	6	0.1%
計	7,556	100.0%

【表2-5】いじめ発見のきっかけ

	件数		合計件数	構成比
R1 本人からの訴え	1,510	26.8%	3,750	66.6%
保護者からの訴え	2,240	39.8%		
R2 本人からの訴え	1,799	32.5%	3,829	69.3%
保護者からの訴え	2,030	36.7%		
R3 本人からの訴え	2,342	31.0%	5,269	69.7%
保護者からの訴え	2,927	38.7%		

「本人からの訴え」と「当該児童生徒の保護者からの訴え」で5,269件(69.7%)と全体の7割近くを占め、増加傾向にあります。

調査結果から

■ いじめの発見のきっかけは、主に「当該児童生徒の保護者からの訴え」2,927件(38.7%)、「本人からの訴え」2,342件(31.0%)、「学校の教職員等が発見」1,586件(21.0%)の3つで全体の90%以上を占めています。

- ・「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」以外では、「学級担任が発見」(12.2%)、「他の児童生徒からの情報」(5.7%)、「アンケート調査など学校の取組により発見」(4.3%)となっています。

分析と対策

- ・小学校、中学校ともにいじめの認知件数が3割以上増加しました。増加の理由としては、長期の一斉臨時休業がなかったことや、各学校が学校長のリーダーシップの下、いじめを早期に発見するため、「学校いじめ防止対策委員会」によって、初期段階のいじめを積極的に認知することに努めた結果などが考えられます。また、学習活動や行事等の制限が緩やかになったことで、コミュニケーションスキルが十分に獲得されていない児童生徒同士のかかわりが増え、いじめの発生件数が増加したと考えられます。
- ・いじめの認知件数は、児童生徒の不安な思いに気づき、「学校いじめ防止対策委員会」で組織的な対応を行った数であると言えます。初期の段階で組織的な対応を怠った結果、児童生徒の不安が増大してしまうケースがあります。組織による、「いじめの積極的な認知」「迅速かつ丁寧な(初期)対応」「継続した見守り・支援」が重要です。
- ・本人や保護者からの訴えが多くなっていること【表2-5】は望ましいことであり、日頃から児童生徒、保護者との信頼関係を築くことや定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行います。
- ・児童生徒が互いに認め合い、関係を築いていくことができるような指導・支援を行い、「いじめが起りにくい学級風土づくり」を推進するとともに、中学校ブロックで行う「横浜子ども会議」の取組等、児童生徒が主体的にいじめ問題について取り組むことも大切です。
- ・ネットいじめ等、把握が難しいいじめについては、積極的に児童生徒の声に耳を傾けることと、発達段階に応じた情報モラル教育の推進に努めることが大切です。
- ・新型コロナウイルス感染症等をきっかけとしたいじめが起きないように、人権尊重の精神を基盤とする教育を推進します。

3 長期欠席の状況【概要】

(1) 不登校について

【表3-1】【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
病気	862	909	559	715	928	213	29.8%
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
不登校	4,559	4,978	5,852	5,687	6,616	929	16.3%
新型コロナウイルスの感染回避	-	-	-	885	2,642	1,757	198.5%
その他	472	489	375	548	1,720	1,172	213.9%
合計	5,893	6,376	6,786	7,835	11,906	4,071	52.0%

【表3-2】【小学校の欠席日数別】

小学校	H29		H30		R1		R2		R3		
	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	割合
①30～89日	719	4.0	904	5.0	1,226	6.8	1,214	6.8	1,431	8.1	54.3%
②90日以上	680	3.8	755	4.2	844	4.7	946	5.3	1,204	6.8	45.7%
③合計(①+②)	1,399	7.7	1,659	9.2	2,070	11.5	2,160	12.1	2,635	14.8	100.0%
④出席10日以下	103	0.6	112	0.6	140	0.8	168	0.9	222	1.2	8.4%

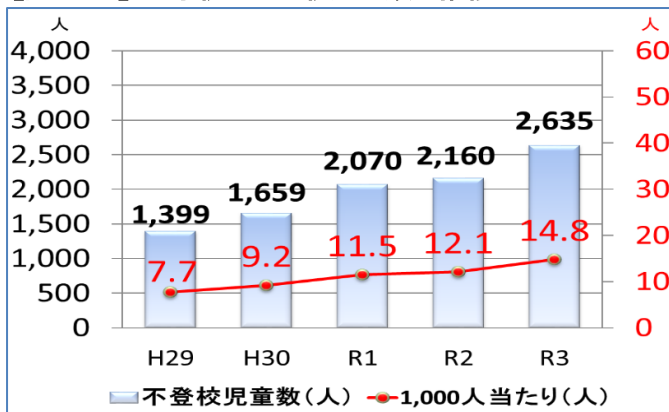
※④の不登校児童数は②の内数

【表3-3】【中学校の欠席日数別】

中学校	H29		H30		R1		R2		R3		
	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	割合
①30～89日	1,208	15.3	1,089	14.1	1,450	18.9	1,396	18.1	1,583	20.3	39.8%
②90日以上	1,952	24.7	2,230	28.8	2,332	30.4	2,131	27.6	2,398	30.7	60.2%
③合計(①+②)	3,160	40.0	3,319	42.9	3,782	49.3	3,527	45.7	3,981	51.0	100.0%
④出席10日以下	447	5.7	495	6.4	534	7.0	466	6.0	589	7.6	14.8%

※④の不登校生徒数は②の内数

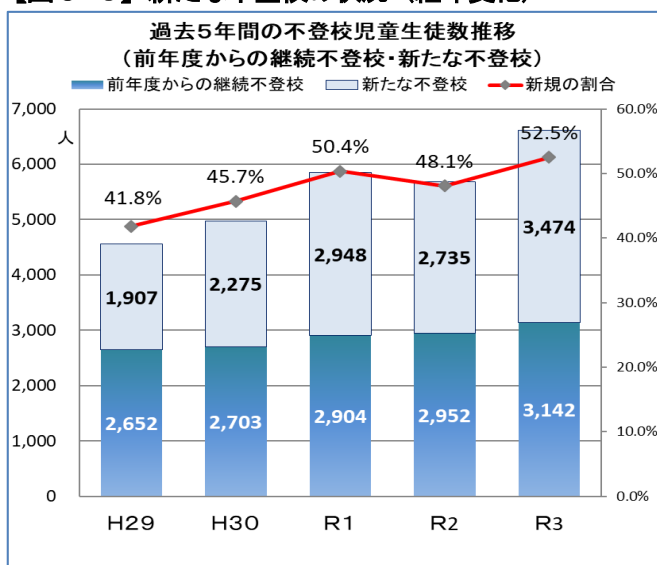
【図3-A】小学校 不登校児童数の推移



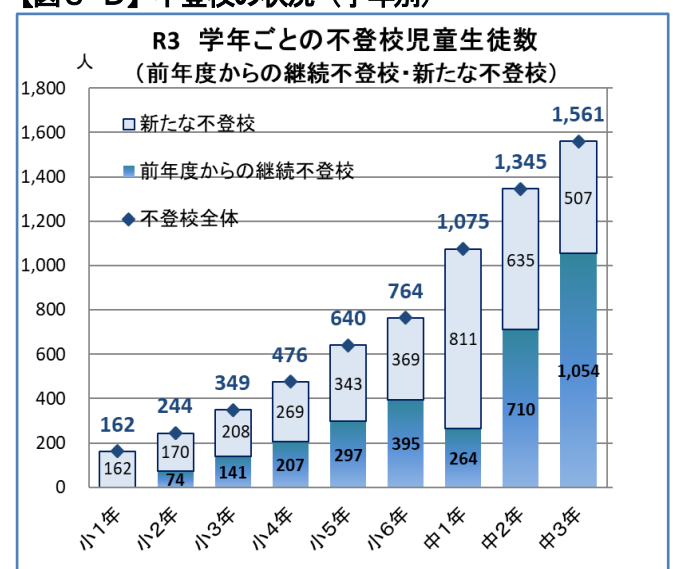
【図3-B】中学校 不登校生徒数の推移



【図3-C】新たな不登校の状況（経年変化）



【図3-D】不登校の状況（学年別）



調査結果から

■ 長期欠席者のうち、不登校は前年度比で 929 人 (16.3%) 増加しました。

- ・小学校では 30～89 日の欠席児童が 1,431 人 (54.3%)、中学校では 90 日以上欠席生徒が 2,398 人 (60.2%) と全体の半数以上を占めています。小学校では出席 10 日以下の児童が 222 人 (8.4%)、中学校では出席 10 日以下の生徒が 589 人 (14.8%) となっています。【表 3-2】【表 3-3】
- ・新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の 52.5% (前年度 48.1%) です。【図 3-C】 中学 1 年生の不登校生徒数に占める新規不登校生徒数の割合が多くなっています。【図 3-D】

【表 3-4】 不登校の要因と考えられる状況

学校種	区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行・生活リズムの乱れ	無気力・不安	
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	158	65	102	8	0	9	68	55	279	49	311	1,399	130
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	124	62	218	17	1	16	26	31	325	69	271	238	0
	③小学校の①+②の合計	2	282	127	320	25	1	25	94	86	604	118	582	1,637	130
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	0	471	35	276	33	11	19	165	72	160	106	474	1,990	169
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	0	180	34	320	55	17	31	42	42	178	113	246	355	0
	③中学校の①+②の合計	0	651	69	596	88	28	50	207	114	338	219	720	2,345	169
小中	①合計	2	629	100	378	41	11	28	233	127	439	155	785	3,389	299
	②合計	0	304	96	538	72	18	47	68	73	503	182	517	593	0
	①主たるものの件数合計に対する割合	0.0%	9.5%	1.5%	5.7%	0.6%	0.2%	0.4%	3.5%	1.9%	6.6%	2.3%	11.9%	51.2%	4.5%

■ 不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐり問題」が 9.5%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が 6.6%、本人に係る状況では「無気力・不安」が 51.2%と高い割合を占めています。【表 3-4】

不登校の要因として考えられる、①主たるものと②主たるもの以外(複数回答可)の回答数の合計は、小学校では「無気力・不安」(1,637件)、「親子の関わり方」(604件)、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」(582件)が多く、中学校では「無気力・不安」(2,345件)、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」(720件)、「いじめを除く友人関係をめぐり問題」(651件)が多くなっています。

分析と対策

- ・不登校については小中学校共に出席 10 日以下の人数が増加しています。【表 3-2】【表 3-3】 これらの児童生徒の社会的なつながりを切らさないようにするために、学校(教育)のみならず、心理・福祉・医療等の専門家の力がより一層求められます。
- ・中学 1 年生の新たな不登校の割合が多くなっています。進学に伴う環境の変化に加え、小学校高学年での体験学習などが制限され、集団関係づくりの機会が少なかったことが影響している可能性があります。小中学校の円滑な接続や、誰もが安心して過ごすための環境づくりを行い、新たな不登校を生まない取組を推進していく必要があります。
- ・不登校の要因は個々の状況より様々ですが、「無気力・不安」の数値が増加しました(R2:2,788人→R3:3,389人)。さらに、「左記に該当なし」の数値も増加しました(R2:100人→R3:299人)【表 3-4】「無気力・不安」「左記に該当なし」になっている背景に学校や家庭に係る要因が含まれている可能性があります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門職を加えたチーム学校で協働的アセスメントを行い、「安心できる居場所」と「個別最適な学習機会」の確保について、学校、教育支援センター等関係機関、家庭それぞれの場での、個に応じた適切な支援を継続していく必要があります。

【表3-5】不登校児童生徒が相談指導を受けた機関

(人)

		相談・指導を受けた機関等(複数回答)									合計
		(教育支援センター)	教育センター等の機関	児童相談所、福祉事務所	保健所、精神保健福祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の機関等	養護教諭による専門的な指導	スクールカウンセラー・専門的な相談員等による	
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	2,422
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	2,886
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	5,308
R3	小学校	134	155	134	5	399	127	30	255	1,081	2,320
	中学校	203	130	257	20	603	177	92	338	1,174	2,994
	計	337	285	391	25	1,002	304	122	593	2,255	5,314

調査結果から

■ 不登校児童生徒の状態に応じた様々な支援を行っており、関係機関等との連携が進んでいます。【表3-5】

- 相談指導を受けた機関の中では、「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が最も多く、2,255人です。学校内での相談では「養護教諭による専門的な指導」が593人です。
- 学校外の相談機関として多いのは、「病院、診療所」で1,002人、「児童相談所、福祉事務所」で391人です。
- 「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」による支援は、学校が把握しているもので285人です。
- 「民間団体、民間施設」による支援は、学校が把握しているもので304人です。

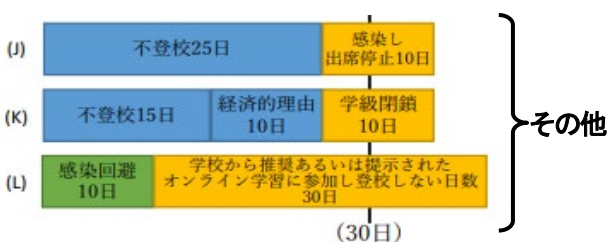
分析と対策

- 関係機関との連携を進めることの重要性とともに、不登校の相談については、まず学校の担任や児童支援・生徒指導専任教諭、養護教諭等の教職員が児童生徒の状況に応じた支援を保護者と一緒に考えることが重要であると考えています。
- スクールカウンセラーや養護教諭等による相談人数が多くなっています。学校内の身近な大人への相談のしやすさが伺えます。
- 横浜市では小中一貫ブロック単位で同一カウンセラーを配置しており、進学しても安心して相談できる環境が整う等、身近な相談者として機能しています。また、児童生徒にとって依然として養護教諭との相談が果たす役割は大きいものの、相対的には減少傾向にあります。多様な相談先が認知され活用されている様子が伺えます。
- 学校外では病院、診療所での相談が最も多くなっています。医療や療育との連携を充実していく必要があります。
- 横浜教育支援センターでは、保護者向けの不登校相談会の開催やハートフル事業の推進を図り、より一層支援体制の強化を進めていきます。
- フリースクール等の民間教育施設と連携した学習支援等の取組をさらに推進していきます。
- 相談指導を受けた関係機関等と円滑な連携を推進していくためには、学校長をはじめとする管理職の理解促進が不可欠です。連携先についての理解を深め、学校内に十分周知していくことが求められます。

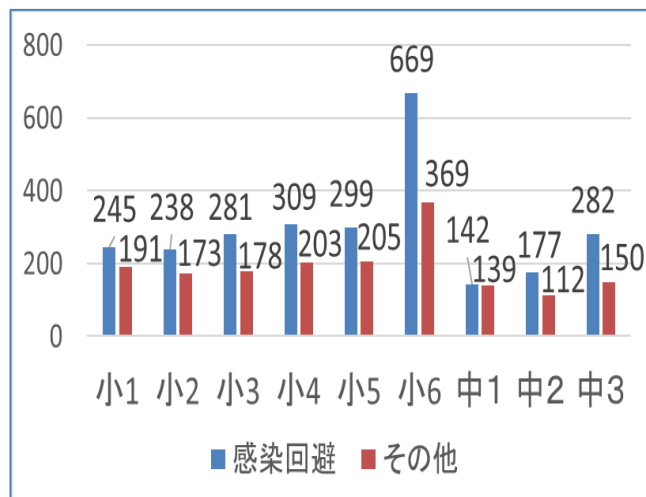
(2) 不登校以外について（不登校以外：新型コロナウイルスの感染回避、病気を理由とする欠席、その他）

【参考】「その他」の具体例について

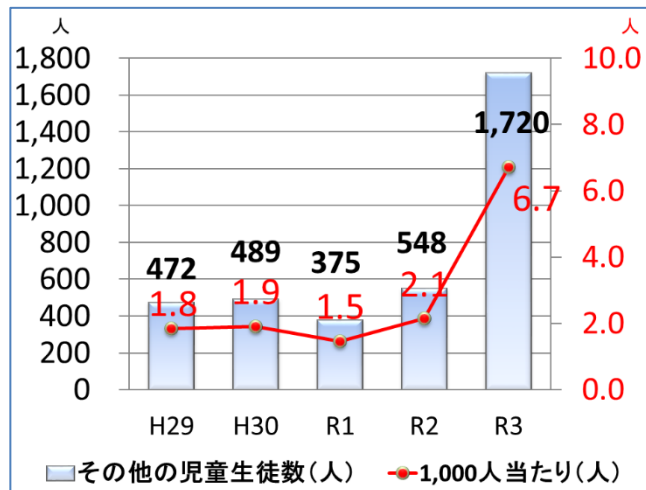
- ・ 新型コロナウイルスへの感染が判明した場合
- ・ 濃厚接触者に特定された場合
- ・ 発熱等の風邪の症状がみられる場合の学校保健安全法第19条により出席停止の措置を取る場合
- ・ 学校の判断による学級閉鎖や分散登校等により学校に登校しない場合
- ・ 感染の急拡大期等に学校から推奨あるいは提示されたオンライン学習に参加した場合
- ・ 保護者の教育に関する考え方や外国での長期滞在を理由として長期欠席している場合
- ・ 季節性インフルエンザに感染して出席停止となった日数
- ・ 忌引き



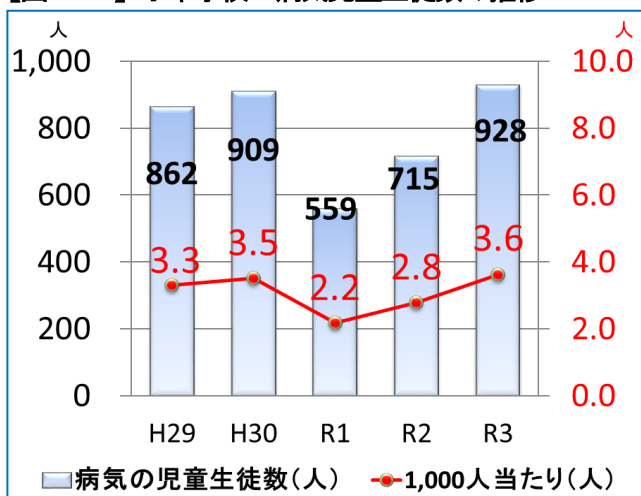
【図3-E】 コロナ感染回避・その他の学年内訳



【図3-G】 小中学校 その他児童生徒数の推移



【図3-F】 小中学校 病気児童生徒数の推移



調査結果から

■ 長期欠席者のうち、不登校以外は前年度比で3,142人（146.3%）増加しました。

- ・ 新型コロナウイルスの感染回避は1,757人（198.5%）増加しました。【表3-1】
- ・ 病気を理由とする欠席者は213人（29.8%）増加しました。【表3-1】【図3-F】
- ・ その他は1,172人（213.9%）増加しました。新型コロナウイルス感染及び濃厚接触者特定による出席停止や感染拡大における学級閉鎖が増加した結果によるものと考えられます。【表3-1】【図3-G】

分析と対策

- ・ 新型コロナウイルスの感染回避は小学校では6年生、中学校では3年生の人数が多く【図3-E】受験前の感染回避により登校しなかったことが主な理由と考えられます。
- ・ 様々な事情により登校できない児童生徒が学びを継続できるようにすることが大切です。整備したICT環境を活用してオンライン授業を行うなど、学びを止めない工夫をしていく必要があります。

T161300

第16章 教育及び文化

第13表 小・中学校理由別長期欠席者数（横浜市）

資料：「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査（公立小中学校版）」教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

注1）小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

2）「長期欠席者」とは、令和元年度までは「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」が年度間に30日以上、令和2年度以降は「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が年度間に30日以上の児童又は生徒です。

年度	小学校							中学校						
	長期欠席者						児童数	長期欠席者						生徒数
	総数	病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルス感染回避	その他		総数	病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルス感染回避	その他	
平成28年度	2,040	470	—	1,191	—	379	181,552	3,312	375	—	2,868	—	69	80,459
平成29年度	2,293	520	—	1,399	—	374	181,211	3,600	342	—	3,160	—	98	79,077
平成30年度	2,548	534	—	1,659	—	355	180,907	3,828	375	—	3,319	—	134	77,334
令和元年度	2,630	278	—	2,070	—	282	180,227	4,156	281	—	3,782	—	93	76,657
令和2年度	3,770	465	—	2,160	685	460	178,877	4,065	250	—	3,527	200	88	77,118
令和3年度	6,536	541	—	2,635	2,041	1,319	177,736	5,370	387	—	3,981	601	401	78,002